

第5次にいみ男女共同参画プラン

— 案 —

岡山県 新見市

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって -----	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨 -----	1
【2】男女共同参画社会について -----	2
【3】男女共同参画に関する国内の動き -----	4
 第2章 計画の概要 -----	8
【1】計画の位置付け -----	8
【2】計画の期間 -----	9
【3】計画の策定体制 -----	9
 第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題 -----	10
【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く本市の現状 -----	10
【2】第4次計画期間における取組内容の点検と評価 -----	25
【3】第4次計画における数値目標の達成状況 -----	39
【4】アンケート調査結果から読み取れる本市の現状 -----	40
【5】現状分析から読み取れる本市の課題 -----	55
 第4章 計画の考え方 -----	57
【1】基本理念 -----	57
【2】施策体系 -----	58
 第5章 施策の展開 -----	59
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり -----	59
【基本目標2】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画） -----	64
【基本目標3】地域社会における男女共同参画の推進 -----	69
【基本目標4】生涯にわたる健康づくりへの支援 -----	72
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画） -----	74
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり （新見市困難な問題を抱える女性支援計画） -----	76
 第6章 計画の推進に当たって -----	80
【1】計画の推進体制 -----	80
【2】計画の進行管理 -----	80
【3】数値目標 -----	81

第1章 計画の策定に当たって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 男女共同参画を取り巻く社会的背景

昭和 50 年（1975 年）、国連は同年を「国際婦人年」と位置付けました。これが一つの契機となり、女性の地位向上に向けて、女性の権利や平等について考える動きが世界的に広がりました。さらに、昭和 52 年（1977 年）には加盟国に対して、女性の権利を尊重し平等な社会の実現に向けた記念日を設けるよう、呼びかけが行われました。現在では、毎年 3 月 8 日を「国際女性デー」として、世界各地で記念行事や啓発活動が行われています。

令和 7 年（2025 年）は「国際婦人年」が位置付けられた歴史的な取組から 50 年の節目に当たります。

一方、国内においては、昭和 60 年に「男女雇用機会均等法^{※1}」が成立し、令和 7 年で 40 年の節目となります。その間、男女共同参画を目指す取組には、一定の成果がうかがえます。しかし、地域社会においては、従来の社会通念や慣習、しきたりなどを背景に、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が根強い状況にあります。

我が国においては、総人口の減少をはじめ出生数の減少や少子高齢化の進行、それに伴う社会保障費の増加や労働力の減少が危惧されています。現在は第 5 類に移行した新型コロナウィルス感染症の拡大も、社会に多大な影響を及ぼしてきました。

社会の持続的な発展のために、男女共同参画社会の形成を推進することは、引き続き重要な政策課題として位置付けられます。

そのような中、A I の活用による I C T（情報通信技術）の進化や社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※2}の加速など、先端技術の急速な進展は、産業や働き方にも大きな変革をもたらそうとしています。また、令和 3 年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正^{※3}をはじめ、令和 5 年では「性の多様性に関する法律^{※4}」の施行、令和 6 年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律^{※5}」や「育児・介護休業法」の改正^{※6}など、様々な関係法令の改正等も進められています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、これまでに積み重ねてきた成果を生かし、また、社会の変化に適切に対応しながら、より実効性のある施策や仕組みづくりを検討していく必要があります。

※1 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）」

※2 デジタル技術の有効な活用を図り、新たな価値を生み出すこと。（Digital Transformation）

※3 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 67 号）」

※4 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）」

※5 令和 4 年法律第 52 号

※6 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）」

注：国際的な動きに関する文章には元号と西暦を併記しています。（以下同様）

2 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「第4次にいみ男女共同参画プラン」（以下「第4次計画」という。）を策定しました。この度、第4次計画期間の満了に伴い「第5次にいみ男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、本市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、第4次計画を受け継ぐ計画です。

なお、本計画は「女性活躍推進法※¹」の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法※²」の規定に基づく「市町村基本計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

【2】男女共同参画社会について

1 男女共同参画社会の定義について

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の定義を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、その考え方に基づき5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（概要）】

男女の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none">男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する。
社会における制度又は慣行についての配慮	<ul style="list-style-type: none">固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	<ul style="list-style-type: none">男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	<ul style="list-style-type: none">男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画の社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切であることから、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

2 SDGs^{※1}の理念と本計画におけるジェンダー平等の位置付け

SDGsは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された、貧困の根絶、不平等の解消、環境との調和を統合的に進める「持続可能な開発目標」であり、17のゴールから構成されています。「誰一人取り残さない」を中心的な理念とし、とりわけ5番目の「ジェンダー平等^{※2}を実現しよう」は本計画に深く関係します。

SDGs全体においても「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメント^{※3}を達成すること」を目指しており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体に横断する重要な目標となっています。



※1 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

※2 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

※3 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

【3】男女共同参画に関する国内の動き

1 第6次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和●年●月に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

「第6次男女共同参画基本計画」においては、我が国における経済、社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意等の着実な履行、実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて次の4つを提示し、その実現を通して「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成を促進することとしています。

【 第6次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
 - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
 - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
 - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会
-

2 女性版骨太の方針2025の策定

令和7年6月、政府の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」の合同会議において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が決定されました。

この方針では、我が国の女性活躍、男女共同参画を持続的に推進していくため、地方における人口減少、女性の転出超過という課題を踏まえ「女性に選ばれる地方」を実現することが急務となっており、女性がやりがいを持って取り組める仕事の創出をはじめ、女性にとって魅力的な職場づくり、そのための人材確保、育成及びその体制づくり等に取り組むとしています。

【 女性活躍・男女共同参画の重点方針2025 】

- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
 - II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
 - III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
 - IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
 - V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化
-

3 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律^{※1}の改正

我が国においては、政治分野への女性の参画は進んでいるものの、諸外国に比べると大きく遅れています。性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境の整備が求められている社会的背景を踏まえ、令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）」が施行されました。

この改正では、政党その他の政治団体には、男女の候補者数の目標設定や候補者選定方法の改善、セクシュアルハラスメント対策などに自主的に取り組むことを促す規定が示されるとともに、国、地方公共団体には、それらの環境の整備等の施策を講ずる責務が明確に示されました。

【「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正の概要（要旨）】

1 政党その他の政治団体の取組の促進

- ・ 候補者の選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成
- ・ 各種ハラスメント対策 等

2 国・地方公共団体の施策の強化

- ・ 議会における家庭生活との両立に向けた支援のための環境の整備
- ・ 人材の育成 等

3 関係機関の明示

4 国・地方公共団体の責務等の強化

※1 平成30年法律第28号

4 育児・介護休業法^{※2}の改正

令和6年5月に「改正育児・介護休業法」が公布されました。

この改正では、男女が共に仕事と育児、介護を両立できるよう、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をはじめ、育児休業の取得状況について公表義務の対象を拡大することや次世代育成支援対策の推進、強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるとし、令和7年4月から段階的に施行されています。

【「育児・介護休業法」改正の概要（要旨）】

1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進、強化

3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

※2 平成3年法律第76号

5 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たって、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多い現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をその目的としています。

【 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念（要旨） 】

-
- 1 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
 - 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
-

6 性の多様性に関する法律

令和5年6月に「性の多様性に関する法律」が施行されました。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割を定め、基本計画の策定等を通して、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

【 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念 】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

7 岡山県の動き

岡山県では、令和8年3月に「第6次おかやまウィズプラン」を策定し「性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現を目指す」としています。

【 「第6次おかやまウィズプラン」の施策体系 】

目標と基本的な視点	
目標	「男女が共に輝くおかやまづくり」
基本的な視点	① 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立 ② 「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点 ③ 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援 ④ さまざまな主体との協働の推進
基本目標と重点目標	
<u>基本目標Ⅰ</u> 男女共同参画社会の基盤づくり	重点目標1 固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する気付きの促進 重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進 重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進
<u>基本目標Ⅱ</u> 男女の権利が尊重される社会の構築	重点目標5 性別に基づくあらゆる暴力の根絶 重点目標6 情報化社会における女性の人権の尊重 重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援 重点目標8 生活上のさまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり 重点目標9 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
<u>基本目標Ⅲ</u> 男女が共に活躍する社会づくり	重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 重点目標13 女性のチャレンジ支援 重点目標14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 重点目標15 若者・女性にも魅力ある地域の創出・発信

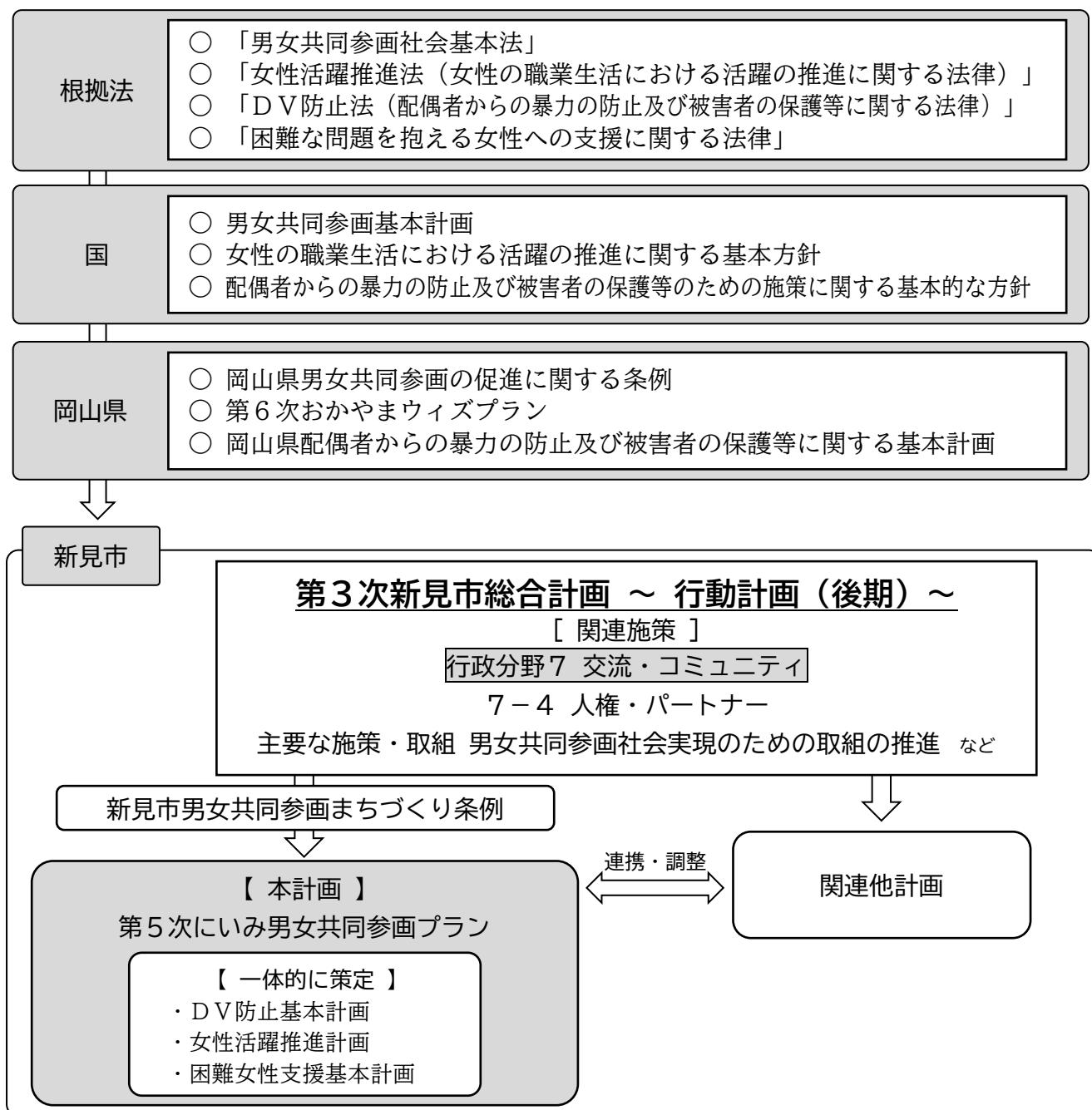
第2章 計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」をはじめ「女性活躍推進法」「DV防止法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく、市町村の基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画～行動計画（後期）～」をはじめ「新見市デジタル田園都市国家構想総合戦略」「新見市地域福祉計画」「新見市子ども・子育て支援事業計画」や「新見市特定事業主行動計画」「新見市地域防災計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【本計画の位置付け】



【2】計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間と定めます。最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【3】計画の策定体制

1 新見市男女共同参画審議会における審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「新見市男女共同参画審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

2 アンケート調査の実施

計画の策定に当たって、本市在住の18歳以上の市民を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討する上での基礎資料としました。

新見市 男女共同参画に関する市民意識調査	
調査対象	18歳以上の市民
調査方法	郵送配布～郵送回収、インターネットによる回答
調査期間	令和7年9月
回答状況	配布数 1,000件 有効回答数 429件（インターネットによる回答92件を含む） 有効回答率 42.9%

3 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を市役所（支所を含む。）の窓口及び市のホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。

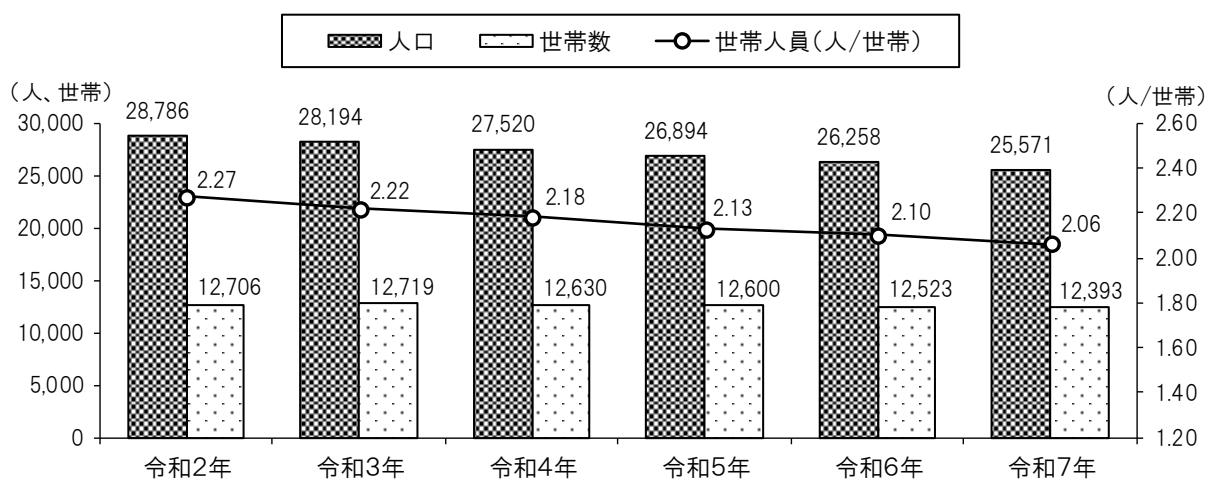
第3章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く本市の現状

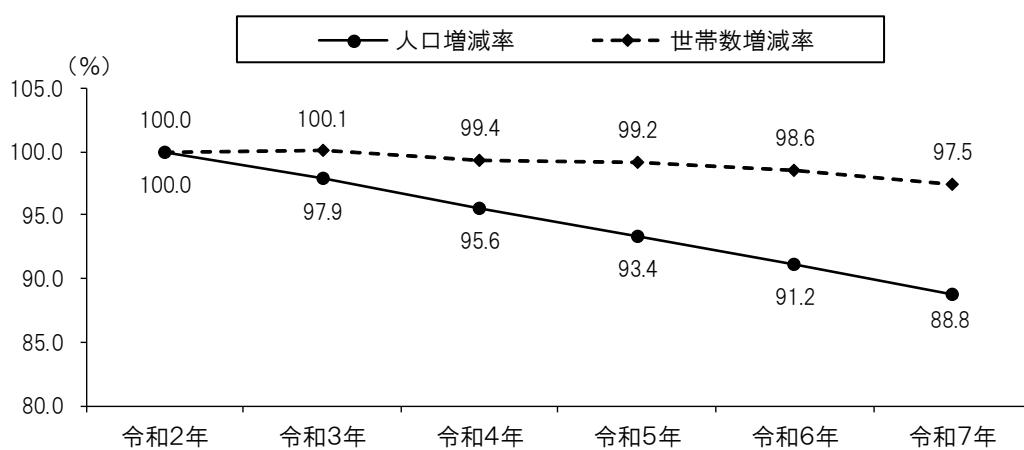
1 人口等の現状

本市の人口は減少傾向にあり、令和7年3月現在25,571人となっています。世帯数も緩やかな減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和2年の2.27人から令和7年で2.06人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、令和2年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

令和6年では、合計721人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位：人)

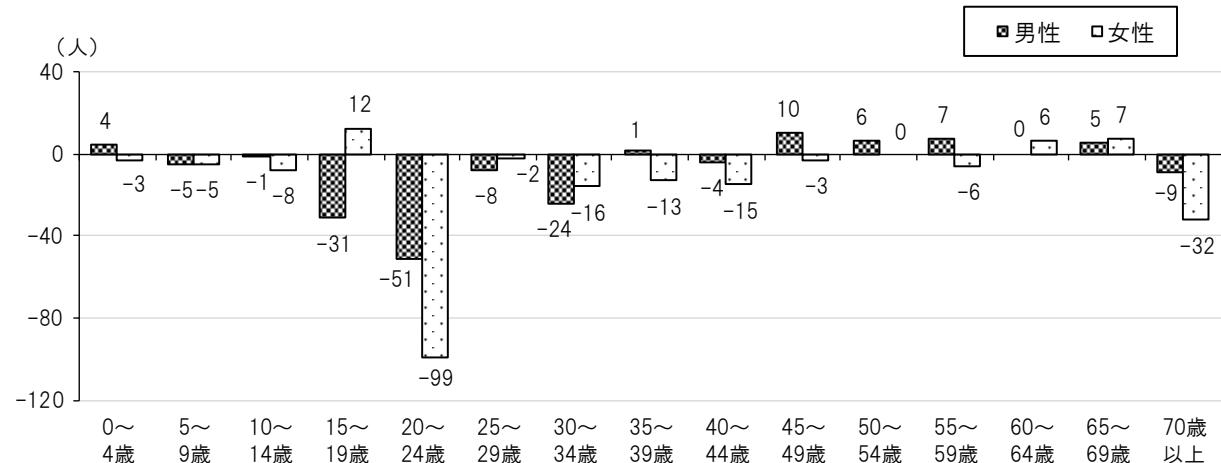
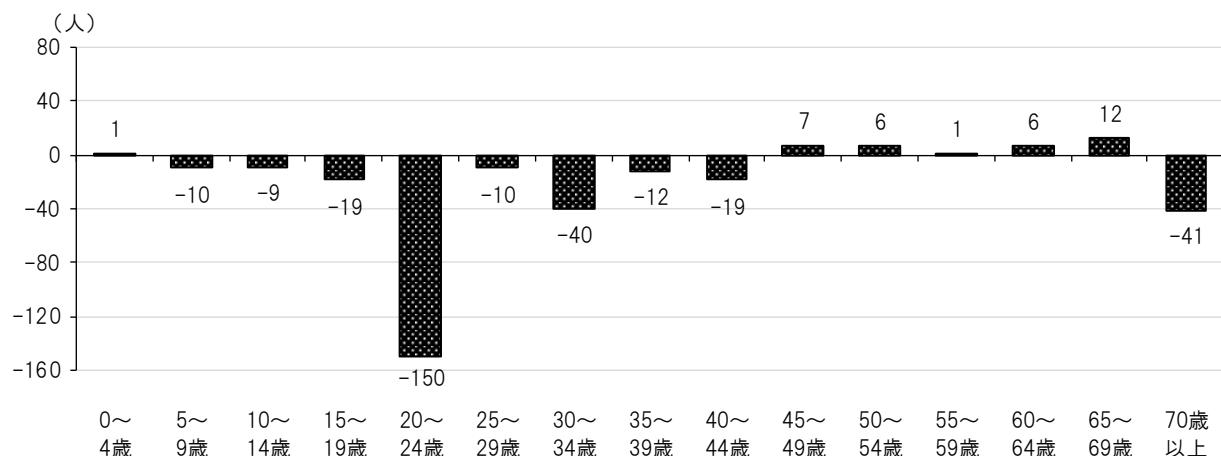
	自然動態			社会動態			人口動態 (g)
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	
令和4年	107	584	-477	625	740	-115	-592
令和5年	86	545	-459	717	858	-141	-600
令和6年	91	565	-474	639	886	-247	-721

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：住民基本台帳に基づく人口動態（総務省）

令和6年の人口移動状況をみると、20代前半の転出が目立っており、就職などを機に転出していることがうかがえます。

【転入・転出超過数】

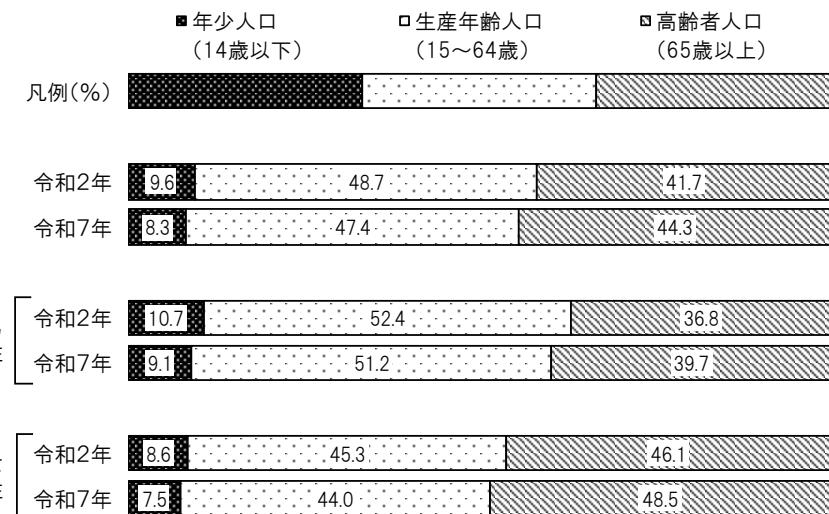


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

本市の年齢別人口をみると、令和7年では「年少人口（14歳以下）」の割合が8.3%、「生産年齢人口（15～64歳）」が47.4%、「高齢者人口（65歳以上）」が44.3%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和2年の41.7%から令和7年で44.3%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

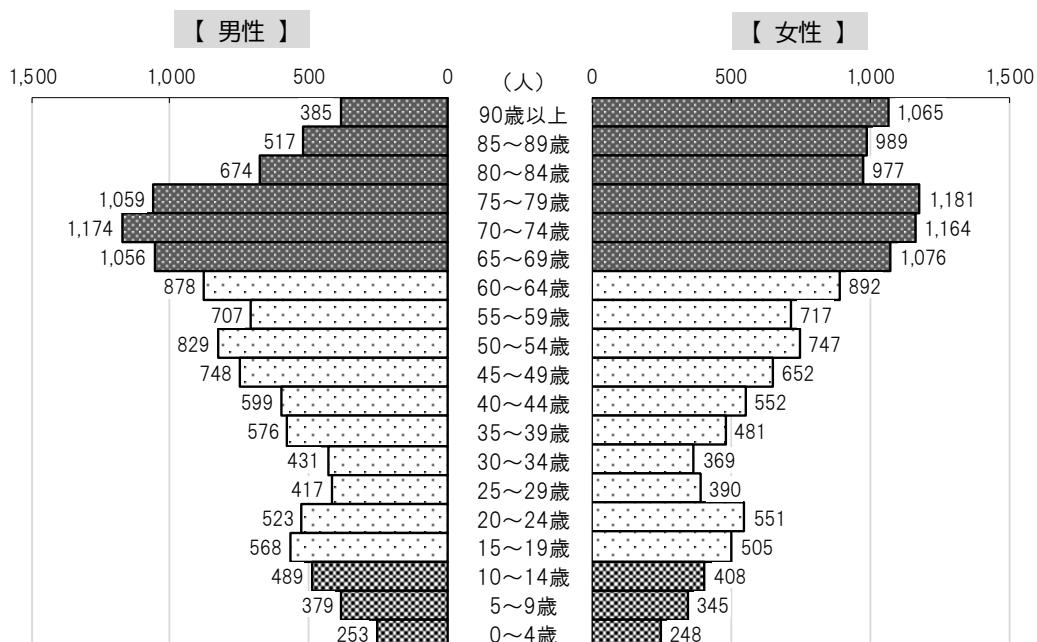
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代といわれる「団塊の世代」が、本市の人口の多数を占めており、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

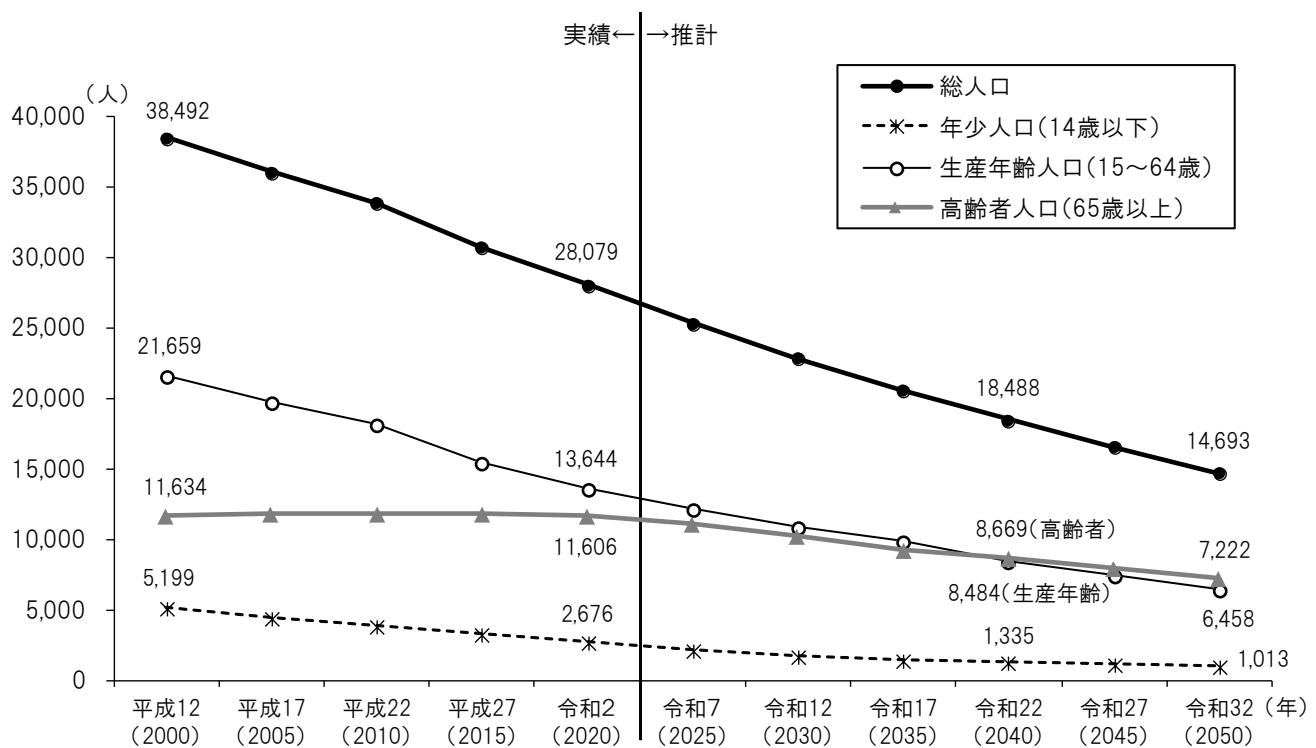


資料：住民基本台帳（令和7年3月末日現在）

本市の人口は、減少で推移すると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、令和22年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。

【 将来推計人口 】



注1：平成12年は合併前の人口を合算

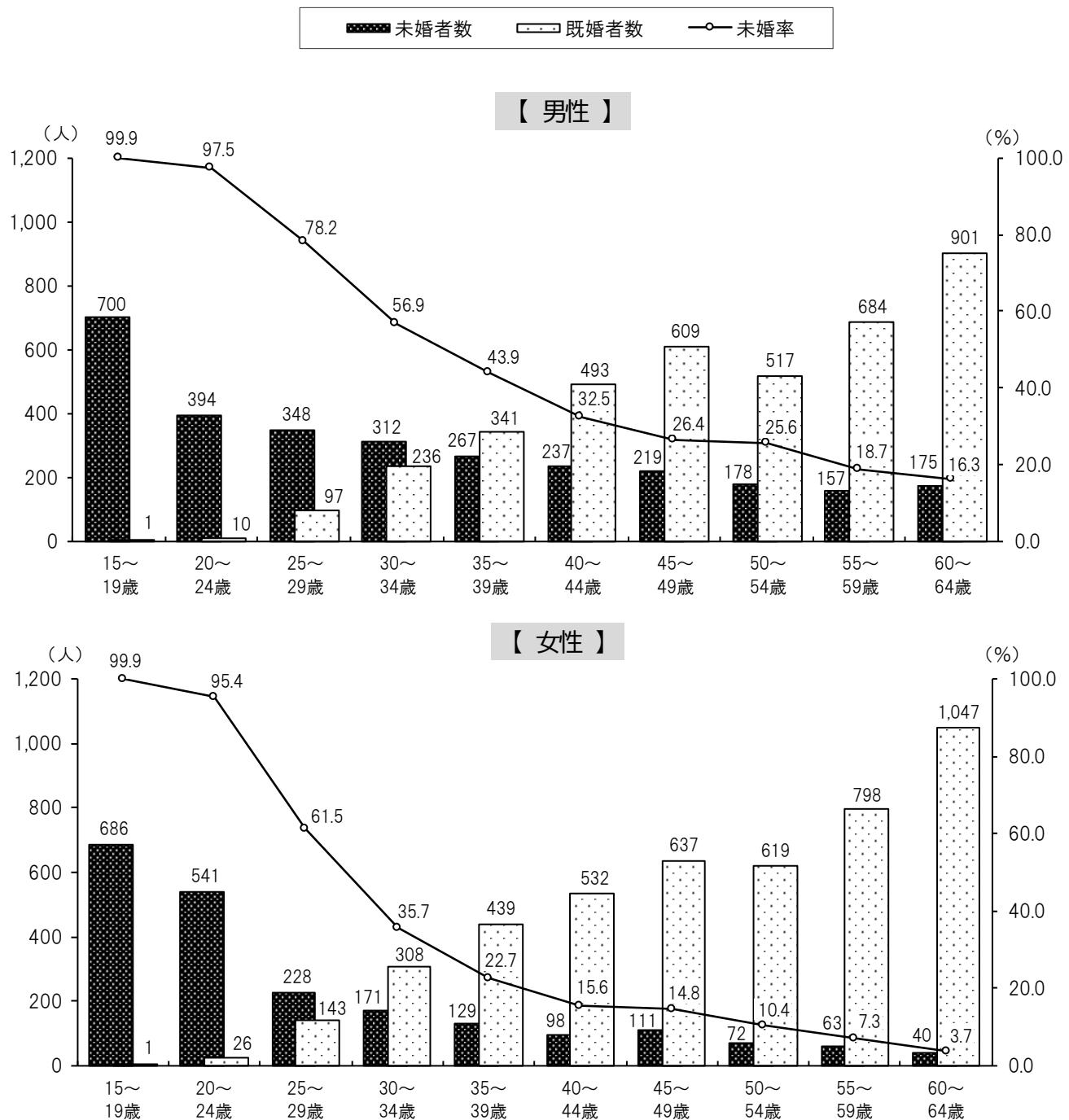
注2：総人口は年齢不詳を含む。

資料：平成12年～令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

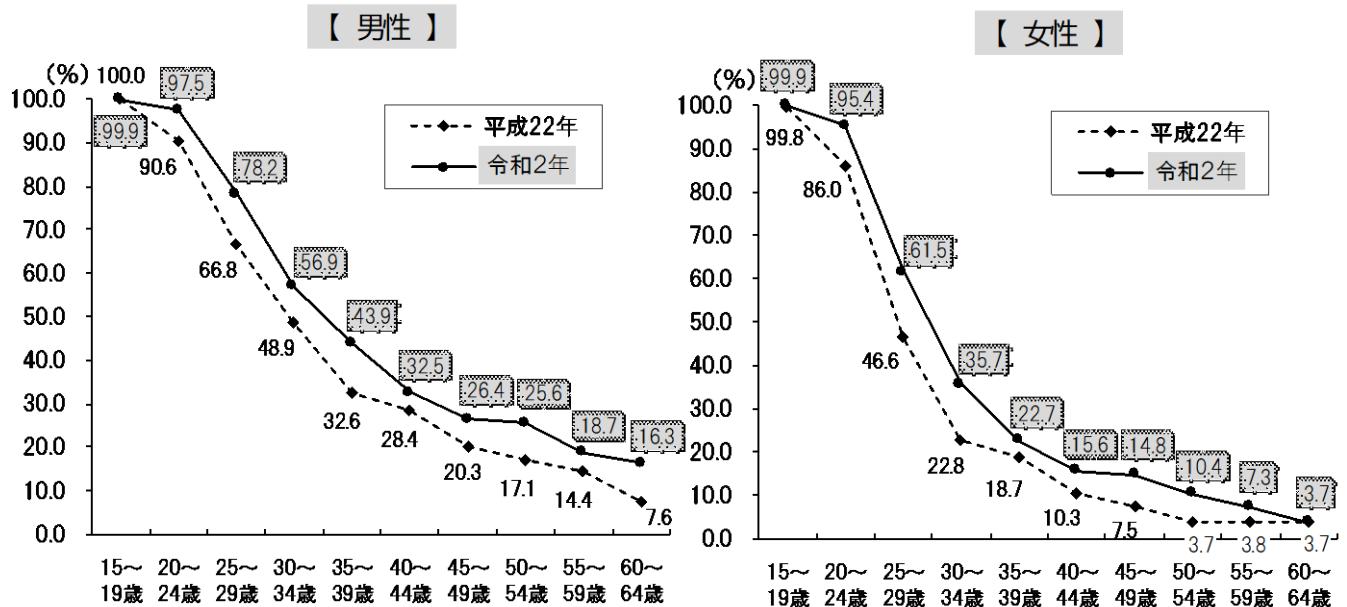
【年齢別未既婚者数と未婚率】



資料：国勢調査（令和2年）

令和2年における本市の未婚率は、平成22年に比べ、男女共に増加しています。

【未婚率（経年比較）】

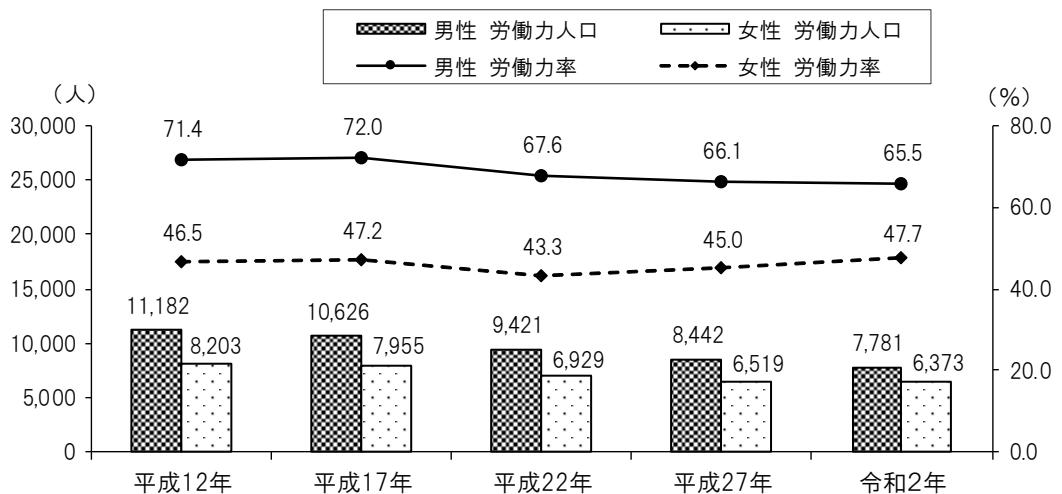


資料：国勢調査

3 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、男女共に減少傾向にあります。労働率は、男性は減少傾向にありますが、女性は近年、緩やかな増加傾向にあります。

【労働力人口・労働率の推移】

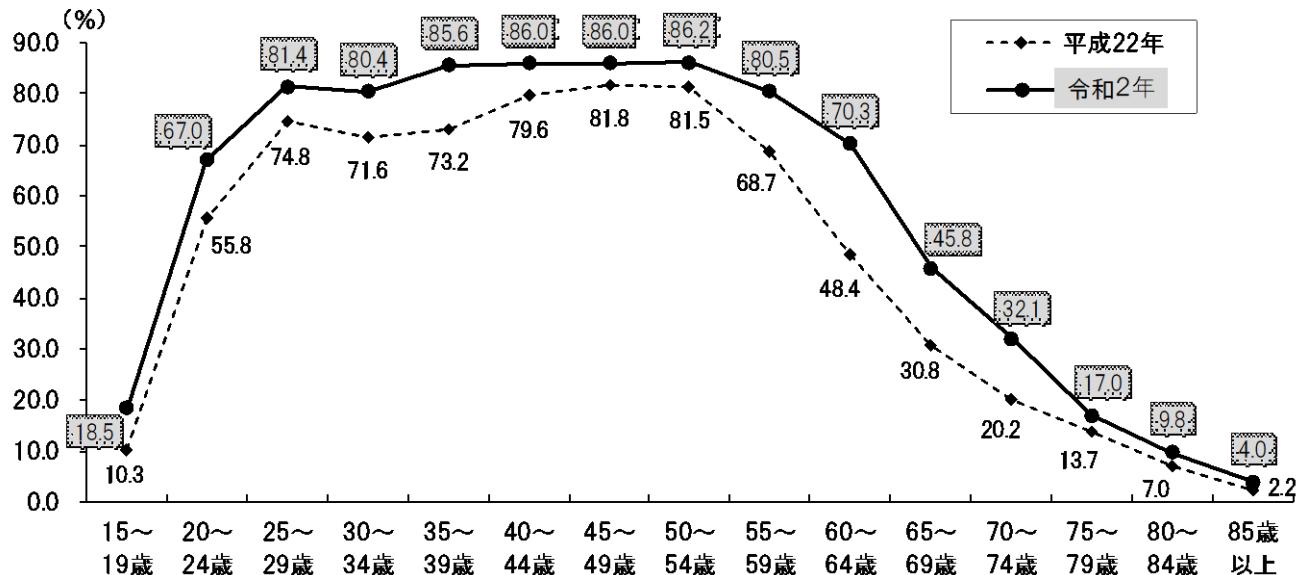


注：平成12年は合併前の労働力人口を合算
資料：国勢調査

4 就業率

令和2年における本市の女性の就業率をみると、平成22年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚して子どもができても働き続ける女性が増えていることがうかがえます。また、平成22年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、令和2年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

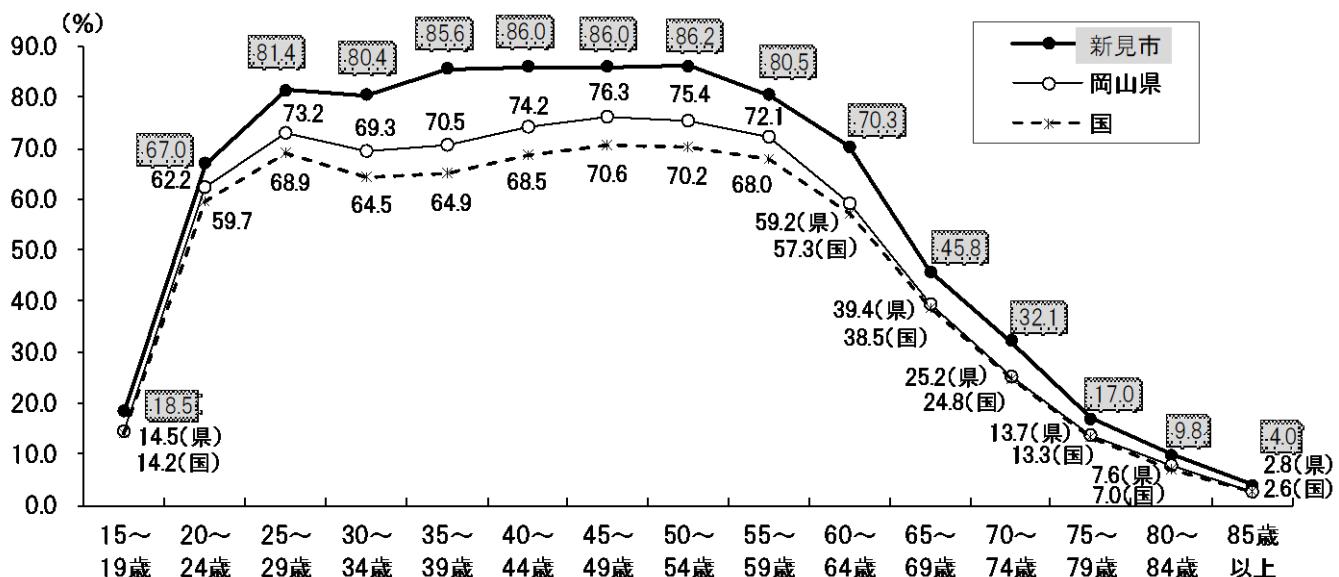
【 女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、岡山県や国の平均を大きく上回っています。

【 女性の就業率（県・国比較）】

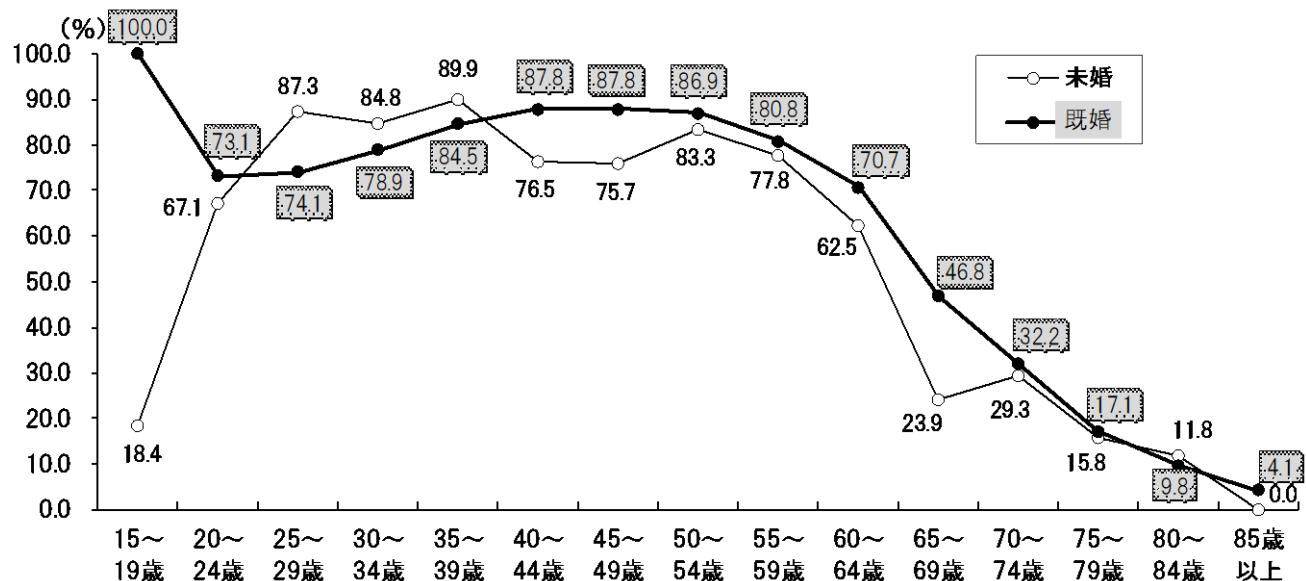


資料：国勢調査（令和2年）

※ 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未既婚別でみると、20～30代では既婚者の就業率は未婚者を下回っていますが、40歳を超えると既婚者の就業率が未婚者を上回る状況にあります。

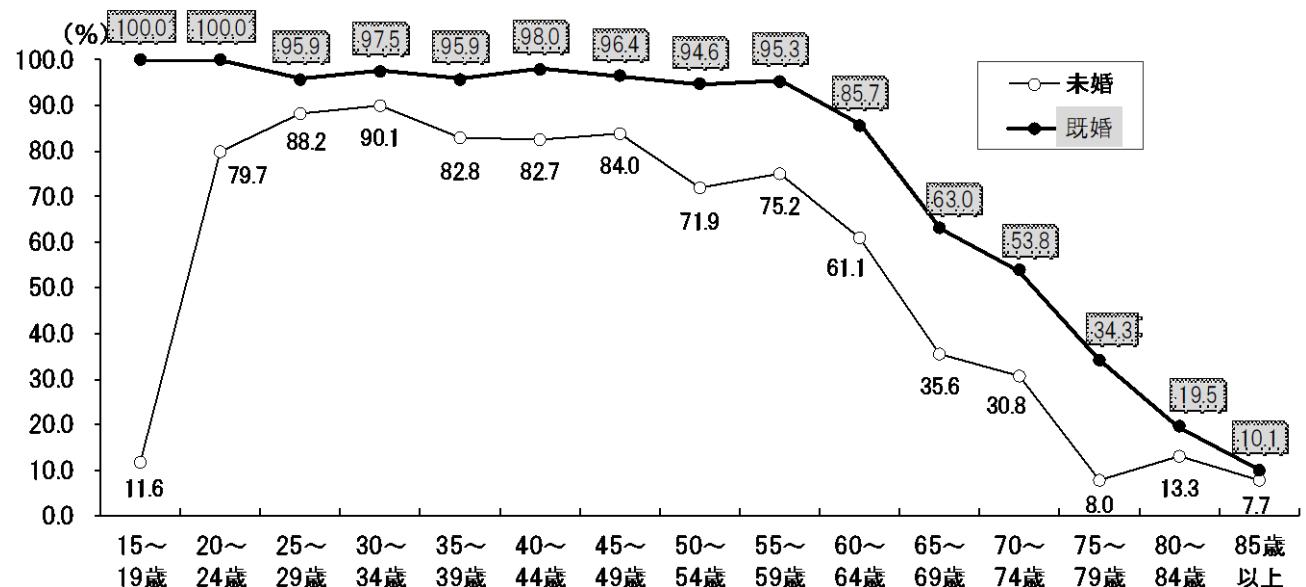
【 女性の就業率（未既婚別）】



資料：国勢調査（令和2年）

男性の就業率を未既婚別でみると、特に50代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

【 男性の就業率（未既婚別）】



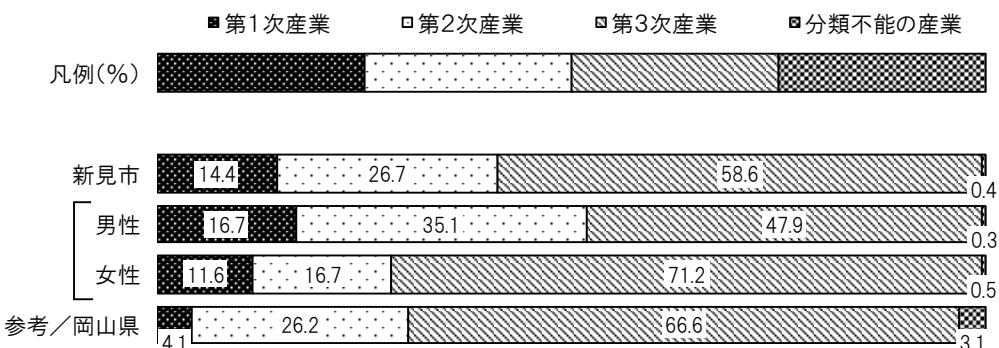
資料：国勢調査（令和2年）

5 産業別就業者数

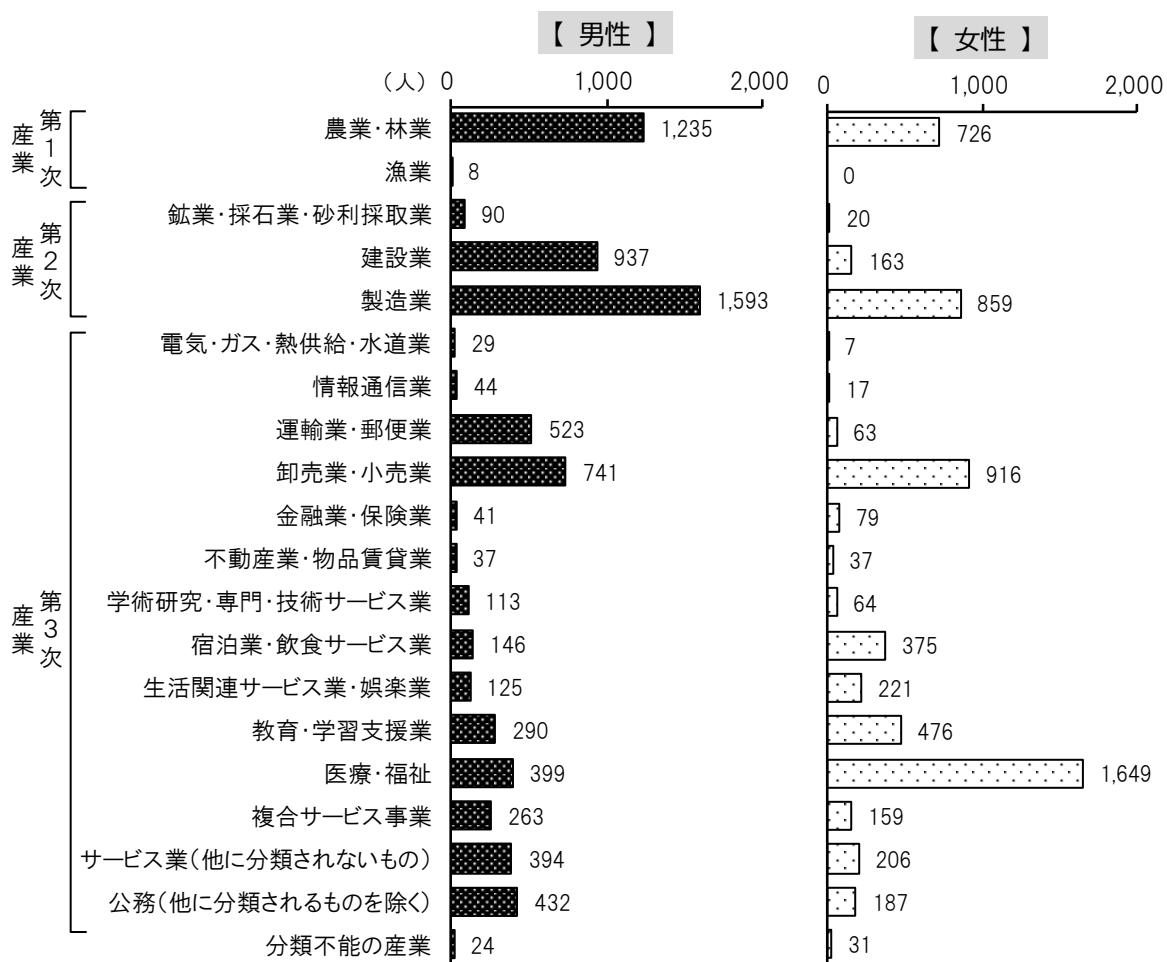
本市の産業別就業者数の構成比をみると、令和2年では第1次産業の割合が14.4%、第2次産業が26.7%、第3次産業が58.6%となっています。岡山県全体と比べ、第1次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」「建設業」などが女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【産業別15歳以上就業者数の構成比】



【産業大分類別15歳以上就業者数】

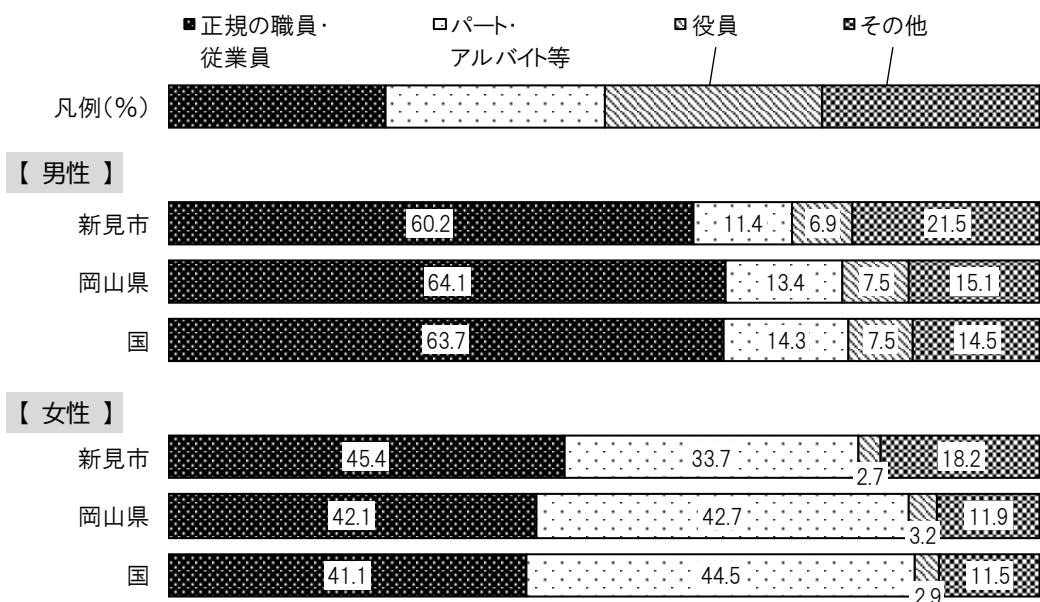


資料：国勢調査（令和2年）

6 雇用形態別雇用者数

本市の雇用形態別雇用者数の構成比をみると、令和2年では「正規の職員・従業員」の割合は、男性が60.2%、女性が45.4%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方「パート・アルバイト等（派遣社員を含む）」の割合は、男性が11.4%、女性が33.7%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

【 雇用形態別雇用者数の構成比 】



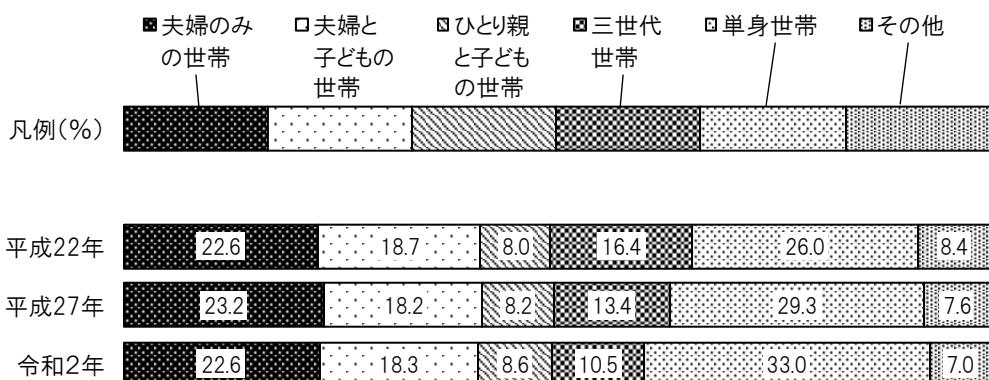
資料：国勢調査（令和2年）

7 世帯構成

世帯構成について、平成 22 年から令和 2 年までの推移でみると「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

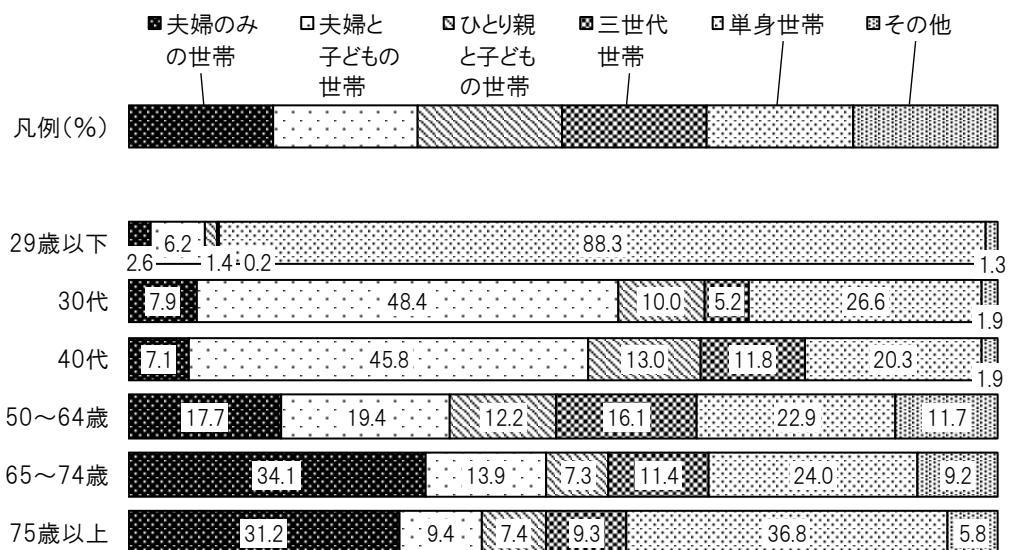
また、年齢別に世帯構成をみると、65 歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29 歳以下や 75 歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和 2 年）

8 ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2年では118世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成22年	平成27年	令和2年
ひとり親家庭(合計)	152	128	118
母子世帯数	126(82.9%)	113(88.3%)	101(85.6%)
父子世帯数	26(17.1%)	15(11.7%)	17(14.4%)

資料：国勢調査

9 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯は増加しており、高齢者同居世帯は減少しています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成27年		令和2年		増減率(%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	11,613	100.0	11,287	100.0	-2.8
65歳以上の高齢者のいる世帯	7,341	63.2	7,104	62.9	-3.2
高齢者単身世帯	1,729	14.9	1,878	16.6	8.6
高齢者夫婦世帯	1,724	14.8	1,732	15.3	0.5
高齢者同居世帯	3,888	33.5	3,494	31.0	-10.1

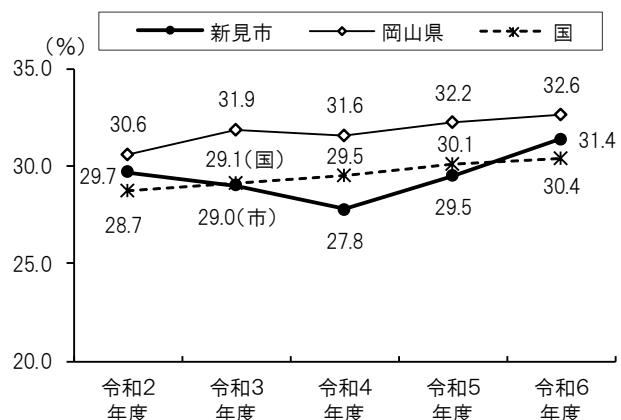
資料：国勢調査

10 女性の参画の状況

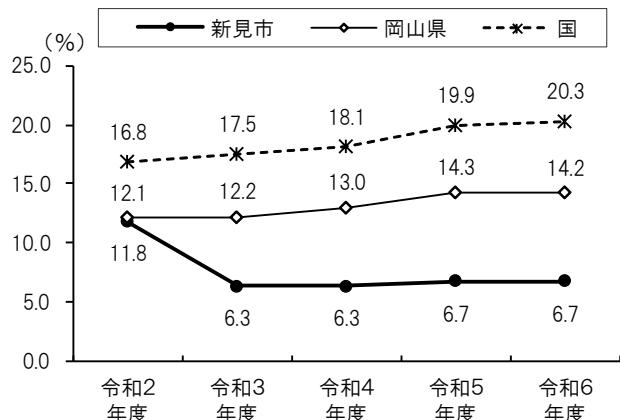
本市における審議会委員に占める女性割合をみると、令和6年度は国の平均は上回っていますが、岡山県の平均は下回っています。

市職員管理職や自治会長に占める女性割合は、岡山県や国の平均を上回って推移しており、市議会議員や防災会議委員に占める女性割合は、岡山県や国の平均を下回って推移しています。

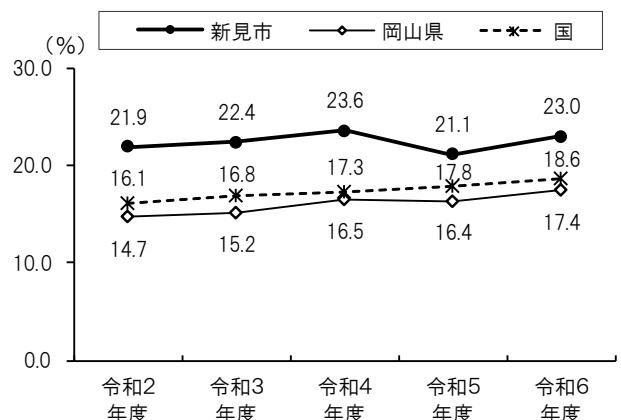
【 審議会委員に占める女性割合の推移 】



【 市議会議員に占める女性割合の推移 】



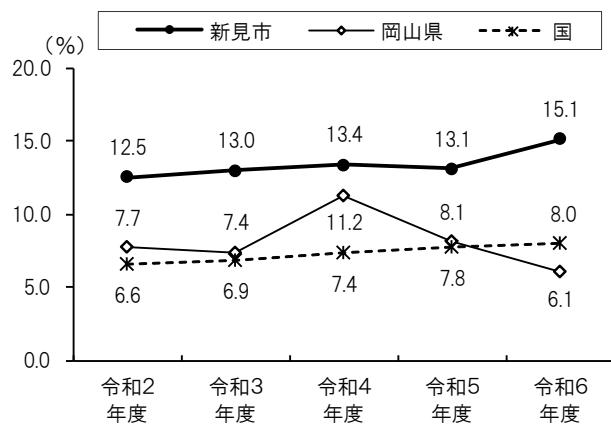
【 市職員管理職に占める女性割合の推移 】



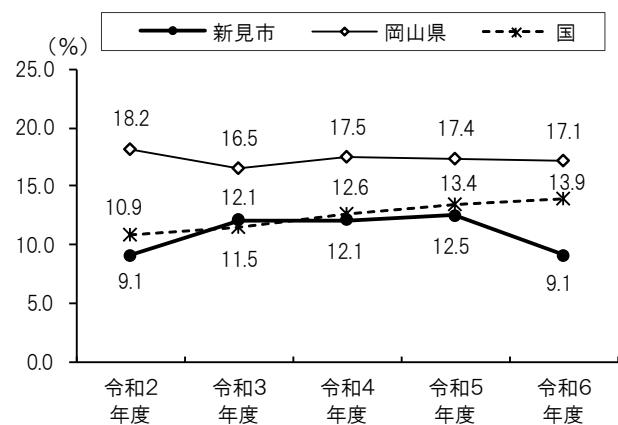
注：国の数値は「市区平均」の値（以下同様）

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）
（「市議会議員に占める女性割合の推移」は各年度12月末日現在）

【自治会長に占める女性割合の推移】



【防災会議委員に占める女性割合の推移】



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）

【岡山県内の審議会委員及び市職員管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合】

	審議会委員			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合(%)
岡山市	1,191	535	44.9	398	75	18.8
倉敷市	1,517	425	28.0	440	50	11.4
津山市	655	187	28.5	121	20	16.5
玉野市	298	90	30.2	72	10	13.9
笠岡市	650	272	41.8	58	6	10.3
井原市	410	138	33.7	61	5	8.2
総社市	876	254	29.0	83	13	15.7
高梁市	489	113	23.1	86	18	20.9
新見市	303	95	31.4	74	17	23.0
備前市	388	147	37.9	81	20	24.7
瀬戸内市	281	83	29.5	64	13	20.3
赤磐市	301	96	31.9	47	10	21.3
真庭市	1,064	373	35.1	112	39	34.8
美作市	202	88	43.6	57	11	19.3
浅口市	339	106	31.3	37	4	10.8
岡山県市町村平均	-	-	32.6	-	-	17.4
全国市区平均	-	-	30.4	-	-	18.6

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和6年4月1日現在）

11 ジェンダー・ギャップ指数

令和7年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は148か国中118位と前年と同順位となっており、依然としてOECD加盟諸国の中では非常に低い順位となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

【 ジェンダー・ギャップ指数 】

(148か国中の順位)	総合スコア	経済	教育	健康	政治
アイスランド(1位)	0.926	0.798	0.990	0.960	0.954
フィンランド(2位)	0.879	0.815	1.000	0.971	0.728
ノルウェー(3位)	0.863	0.776	0.995	0.959	0.721
英国(4位)	0.838	0.744	1.000	0.965	0.643
ドイツ(9位)	0.803	0.680	0.988	0.966	0.579
↓					
フィリピン(20位)	0.781	0.790	0.988	0.967	0.377
↓					
カナダ(32位)	0.767	0.751	1.000	0.969	0.350
南アフリカ共和国(33位)	0.767	0.657	0.996	0.974	0.443
フランス(35位)	0.765	0.725	1.000	0.969	0.364
↓					
米国(42位)	0.756	0.762	1.000	0.973	0.291
シンガポール(47位)	0.748	0.789	1.000	0.972	0.232
↓					
ブラジル(72位)	0.720	0.662	1.000	0.977	0.240
ベトナム(74位)	0.713	0.759	0.972	0.949	0.173
↓					
イタリア(85位)	0.704	0.599	0.998	0.966	0.255
↓					
インドネシア(97位)	0.692	0.668	0.978	0.968	0.153
韓国(101位)	0.687	0.608	0.980	0.976	0.182
中国(103位)	0.686	0.726	0.935	0.947	0.135
↓					
日本(118位)	0.666	0.613	0.994	0.973	0.085
↓					
パキスタン(148位)	0.567	0.347	0.851	0.959	0.110

資料：Global Gender Gap Report 2025

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。
経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

【2】第4次計画期間における取組内容の点検と評価

本市では、第4次計画に基づいて実行している事業について、P D C Aサイクルの考え方を踏まえ、毎年度その進捗状況を点検し、評価しながら次年度の取組に反映させてきました。

ここでは、第4次計画期間における取組内容の点検と評価結果を総括し、今後の課題を示しています。

【第4次プランの施策体系】

基本目標	基本施策
【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権を尊重する意識づくり 2 男女共同参画を推進するまちづくり 3 学びの場における意識づくり
【2】あらゆる分野における女性活躍の推進 (新見市女性活躍推進計画)	4 方針決定過程における女性参画の促進 5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり 6 ワーク・ライフ・バランスの推進
【3】家庭や地域における男女共同参画の推進	7 家庭生活における男女共同参画の推進 8 地域活動における男女共同参画の推進 9 国際理解を通じた男女共同参画の推進
【4】生涯を通じた健康づくりへの支援	10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援 11 母子保健の充実
【5】暴力を許さないまちづくり (新見市DV防止基本計画)	12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 13 きめ細かな被害者支援体制の充実
【6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	14 地域共生社会の実現に向けた取組 15 防災・減災分野における男女共同参画の推進

基本施策1 人権を尊重する意識づくり

【これまでの主な取組内容】

- 市民団体「にいみフォーラム」との共催により、男女共同参画セミナーを開催
- 公民館で人権講座や人権啓発講演会を開催
- 性別にとらわれない表現や肖像権、著作権に配慮した各種広報の作成を職員に周知
- 市の広報紙やホームページにおいて、男女共同参画への配慮について担当課と秘書広報課でダブルチェック
- 男女共同参画プラザに図書やリーフレットを設置し、性的マイノリティ（性的少数者）に関する正しい知識を啓発
- 性同一性障害に不安を持つ児童・生徒については、小・中学校において、支援委員会やケース会議等により個別に対応
- 中学校の制服デザインを順次変更

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 男女共同参画セミナーの開催に当たって、企画内容や広報を工夫し、男性や若い世代など、幅広い世代の参加を促進する必要があります。
- 広報の内容については、人権に十分配慮し、男女共同参画の視点に立った表現やデザインに引き続き努めることが必要です。
- 児童・生徒が、道徳の時間等において、異性の尊重や性同一性障害などについて考える機会を引き続き設けることが必要です。性同一性障害に不安を持つ児童・生徒については、本人及び保護者と「合理的な配慮」について確認するほか、個別の事案に応じてサポートチームを設置し、校内の支援委員会やケース会議等により、本人の心情等に配慮して対応するための体制の維持が必要です。

基本施策2 男女共同参画を推進するまちづくり

【これまでの主な取組内容】

- 男女共同参画情報紙「りぽん」を発行
- 男女共同参画ステップアップ講座や、公民館事業で男性向けの料理教室等を開催
- 市の広報紙やホームページ、中央図書館デジタルサイネージを活用した、男女共同参画プラザの周知活動の実施
- 男女共同参画プラザを「にいみフォーラム」の活動の場として提供したほか、市との協働活動を実施
- 「第3次新見市総合計画」に係るアンケートで男女共同参画に関する市民意識や実態を把握
- 小・中学校の学校便り等において男女共同参画を啓発
- 各校の実態と発達段階に応じ、児童・生徒や保護者に男女共同参画や人権について学ぶ機会を提供

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 市のホームページをはじめ、多様な広報媒体を活用し、男女共同参画プラザの周知に引き続き努める必要があります。

基本施策3 学びの場における意識づくり

【これまでの主な取組内容】

- 男女平等の意識を持ち、一人一人の人権を大切にした教育・保育活動を実施
- 性別にかかわらず誰もが互いに人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合う人間形成をテーマにした学習を小・中学校において実施
- 小・中学校において、職員の男女平等の意識や人権意識の高揚を図る研修の実施
- 県教育委員会から発出された人権意識の向上に関する文書を回覧で周知
- 小・中学校において「G I G Aワークブックにいみ」の活用を中心として、情報モラル等を指導するとともに、児童・生徒、家庭、地域が連携し、メディアの使用について考える場を提供
- 新見公立大学で、老若男女問わず学べる公開講座を開催
- 性別にとらわれることなく職員の能力や業績により公平に評価できるよう、研修会や職員掲示板等を通して、職員への公平・公正な人事評価の実施を周知

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 公開講座等については、引き続き「男女共同参画」の要素を盛り込み、幅広い世代の市民が学ぶことができる講座の開催を働き掛ける必要があります。

基本目標2	あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）
-------	--------------------------------

基本施策4 方針決定過程における女性参画の促進

【これまでの主な取組内容】

- 市役所内の職員掲示板等で審議会等の女性委員の比率を増やすよう要請
- 女性市職員の積極的な採用や管理職への登用を促進
- 中学校において、職員への女性の任用や管理職の女性登用率30%を推進するとともに、性別にとらわれず適材適所で教務主任等に抜てきすることを校長会で指示
- 岡山県市町村職員研修センターなどへの女性職員の参加を促進
- 岡山県男女共同推進センター（ウィズセンター）に講師の紹介を依頼するなど、女性人材の情報収集と活用を推進
- 市役所窓口にポスター等の広報物を設置し、企業や地域活動団体等への啓発や理解の促進を図るとともに、講座等を周知して参加を促進
- おかやま女性農業委員会の会議等で情報を交換し、農業委員への女性登用を促進

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 審議会等委員の女性比率については、委員改選時に女性の比率を増やすよう、引き続き市役所内に要請する必要があります。
- 小・中学校の人事において、引き続き女性職員の採用を促進するとともに、性別にかかわらず管理職や教務主任等への登用を促進するなど、本人の適性に応じた人事を推進する必要があります。
- 団体推薦枠などにおける女性委員の獲得に加えて、多様な機会を活用し、女性の活躍についての気運の醸成を図ることが必要です。

基本施策5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 「男女雇用機会均等法」や岡山県男女共同参画推進センターの各種講座等に関するポスターや広報物を、市役所の窓口に設置して啓発を推進
- 市の広報紙やホームページ等で、岡山県女性創業サポートセンターの事業や市の創業に関する施策を周知
- 創業相談や女性創業セミナーの開催等を通して、多様な働き方に関する支援や情報提供を推進
- 家族経営協定の締結や岡山県農業士の女性の認定を推進

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 農林・畜産業等における男女共同参画を促進するため、引き続き家族経営協定締結数の増加を目指すとともに、岡山県農業士に女性を積極的に推薦するなどの取組を推進する必要があります。
- 女性の理工系分野への進出を支援するため、出前授業等の実施が必要です。

基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

【これまでの主な取組内容】

- 市役所の窓口に啓発ポスター等の広報物を設置し来庁する市民への啓発を推進
- ひとり親家庭の自立や就労を支援するため、相談や各種制度の紹介をしたほか、市内の子育て広場に求人情報を設置し、情報を提供
- 介護者の負担軽減を図るため、地域包括支援センターやケアマネジャーが相談支援を行ったほか、在宅サービスや施設サービス等の情報を提供
- 冊子「介護保険サービスのご案内」や市のホームページを随時更新し、最新で正確な情報を市民に発信
- 「長寿社会いきいきガイド」の周知を図るため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会へ配布するとともに、市のホームページに掲載
- 所属長への要請やハンドブックによる周知により、市の職員が育児・介護休業制度等を取得しやすい職場環境づくりを推進
- 小・中学校職員の育児・介護休業制度等を校長会で周知するとともに、安心して制度を利用できる環境の整備を推進
- 県の「おかやま子育て応援宣言企業」や国の「くるみん認定企業」等を、市内の事業者へ周知するとともに、市役所の窓口にポスター等を設置して啓発
- 一時保育や病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど多様な保育サービスを提供するとともに、放課後児童クラブの安定した運営を支援
- 保健師による家庭訪問、乳幼児健診、育児教室など、多様な母子保健事業を実施
- 「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業計画」に基づく介護保険事業の展開と、円滑な事業の運営を推進
- 在宅で高齢者を介護している介護者に、介護手当の支給や介護用品の給付を実施

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 市職員や小・中学校職員が休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、特に男性職員の育児休業の取得を引き続き促進する必要があります。
- 子育て家庭における子育ての負担感の軽減を図るため、一時保育や病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターの運営や放課後児童クラブの支援を引き続き実施する必要があります。
- 乳幼児健診や育児教室、育児相談等で子育てに関する正しい情報を伝えるとともに、子どもや保護者に応じた育児相談を行う必要があります。
- 増加するひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者のいる世帯に対し、更なる支援や地域の見守り体制の充実などが必要です。
- 引き続き在宅介護の経済的な軽減を図るとともに、在宅生活の継続や介護者の仕事、地域活動などの社会参加と介護の両立を支援することが必要です。

基本施策7 家庭生活における男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

- 子育て家庭が情報交換や交流ができる子育て広場の開設をはじめ、幼児クラブ同士の交流事業、幼児クラブへの支援を実施
- 福祉フォーラムや福祉にこにこ市の開催、障害者週間啓発街頭キャンペーン等を実施
- 働く世代にも参加してもらえるよう、市内の民間企業に呼びかけを行い、認知症センター養成講座などを開催したほか、男性介護者が抱える悩みにも触れ、男性介護者への理解や認知を促進
- 地区民生委員児童委員協議会において、介護や子育てに関する情報交換を実施
- 公民館事業において、男性料理教室や講座を開催

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 病気や障がいに対する正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず、全ての人にとて暮らしやすい共生社会の実現を目指し、福祉フォーラムや福祉にこにこ市などの啓発活動を引き続き実施する必要があります。
- 関係機関や地域活動団体、企業等と連携し、介護や地域ボランティア等の社会活動に、男性がより積極的に参画できる環境づくりを引き続き促進する必要があります。
- 家庭生活における役割分担や社会生活、職業生活との関わり方を学ぶとともに、主に女性が担っている介護の負担軽減を図る必要があります。

基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

- 男女が共に地域活動に参加できるよう、市民運動推進協議会において「にいみクリーンアップE c o運動」を実施
- 「にいみフォーラム」との共催でセミナーと出前講座を開催
- 男女共同参画推進団体である「にいみフォーラム」を支援
- 関係団体に対して、地域の困りごとを把握するため市民向けのアンケートやワークショップを開催し、幅広く意見を取り入れるよう助言
- チラシやポスター等で広報を行うなど「ひな祭り」「新見もったいない市」等、女性グループを中心とした地域活動を支援

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- スポーツ活動における役割分担や社会生活、職業生活との関わり方を学ぶ場の充実が必要です。
- 地域活動を行う各種団体に対する活動への支援をはじめ、男女共同参画に関する多様な情報の提供や助言等を推進し、引き続き地域における男女共同参画社会の形成を促進する必要があります。
- 女性グループを中心とした地域活動に対して、男女共同参画に向けた活動の実施を促進するとともに、引き続き多様な媒体を活用して意識啓発活動を推進する必要があります。

基本施策9 国際理解を通じた男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

- 市民向けの英語や中国語の講座等を開催
- 「国際交流ふれあいデイ」の開催や姉妹都市との交流等を実施
- 小・中学校において、教員とALT^{*}による共同授業を実施するとともに、国際交流支援員を活用して、ALTが安心して職務に専念できる環境づくりを推進
- ALTが各就学前施設を訪問するとともに、小・中学校において自身の出身国の伝統文化等を紹介

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 地域で外国人と触れ合う機会を提供し、地域住民の国際意識を高めることが必要です。
- 姉妹都市、友好都市との交流に当たって、女性問題や男女共同参画に関する情報交換や多文化共生について、相互の認識を深める必要があります。
- ALTに学校行事や地域行事等に積極的に参加してもらい、地域における国際交流を引き続き促進することが必要です。

* 小・中学校や高校の児童・生徒を対象に、英語の発音や国際理解の向上を目的とした教育を行うため、学校に配置され、授業の補助を行う外国語を母国語とする「外国語指導助手」のこと。（Assistant Language Teacher）

基本施策 10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

【これまでの主な取組内容】

- 保健師と栄養士が企業を訪問し、高血圧、高血糖と腎症、透析の関係についてやがん検診の受診勧奨を啓発するとともに、労働基準協会や包括連携協定を締結している企業等と連携して広報物を配布
- 運動習慣や正しい生活習慣について、おでかけ健康教室等で啓発
- 乳がん、子宮頸がんなど各種検診の実施
- 高血圧、高血糖、腎機能のハイリスク対象者に、受診の勧奨と保健指導を実施
- 働く世代向けに、夕方、休日がん検診を実施
- 「料理番組」や「新見で～れ～ええ体操」をケーブルテレビで放送
- 「サロン」や「生き生き健康アップ教室」「運動ふれあい地域づくり支援事業」等で実践指導を実施
- 小・中学校で飲酒及び薬物乱用防止教育と、警察、保健所と連携した出前授業を実施
- 高校生、中学3年生に「妊よう性講座」を開催し、ライフプランの大切さを学ぶ機会を提供

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 高血圧や高血糖を予防するとともに、重症化しないよう、引き続き啓発や健診の受診勧奨、保健指導を行う必要があります。
- がんの早期発見、早期治療のため、乳がん、子宮頸がん検診を実施するとともに、乳幼児健診で保護者に啓発するなど、引き続き受診を勧奨する必要があります。また、乳がんの自己検診法の普及に努める必要があります。
- ロコモティブシンドローム^{※1}やフレイル^{※2}の予防に向けて、引き続き「新見で～れ～ええ体操」などの普及に努め、運動習慣の定着を図る必要があります。
- 小・中学校において、禁酒、禁煙、薬物乱用等をテーマとした保健学習、喫煙による健康への影響に関する講座等を引き続き開催し、正しい知識の普及に努める必要があります。
- 高校生を対象に妊よう性^{※3}講座を開催し、引き続き妊娠や出産の正しい知識と普及に努める必要があります。

※1 骨、関節、筋肉など身体を動かす運動器の機能が衰えて「立つ」「歩く」などの動作が困難になり、要介護や寝たきりになるリスクが高くなる状態のこと。

※2 加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなる「虚弱」の状態になること。

※3 妊娠するための力、妊娠のしやすさのこと。「妊よう性講座」は、妊娠、出産のための正しい知識を身に付け、妊娠や出産の適切な時期やライフプランを設計することの大切さについて、理解を促進するための講座のこと。

基本施策 11 母子保健の充実

【これまでの主な取組内容】

- 親子健康手帳の交付時に、各種健診の説明や受診の勧奨、各種母子保健サービスや相談窓口に関する情報提供を実施するとともに、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理について啓発
- ハイリスク妊婦や支援が必要な妊婦に対する伴走型相談支援事業を実施
- 特に支援が必要な親子を対象としたケース会議を開催
- 不妊、不育についての相談を実施するとともに、市の広報紙やホームページ等で治療費の助成を周知

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 親子健康手帳交付時や訪問などの機会に、健診の受診を勧奨するなど、引き続き親子の健康づくりを支援する必要があります。
- 仕事を持つ妊産婦の母性保護や健康管理について、事業主が「母性健康管理指導事項連絡カード」の記載内容に応じた適切な措置を講じるよう、引き続き啓発に努めることが必要です。
- 引き続き「妊娠・出産・応援パッケージ事業※」を実施するなど、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する必要があります。
- 関係機関と連携した、個々に応じた支援内容の明確化や伴走型相談支援事業の継続的な実施など、引き続き妊娠期からの切れ目ない支援を推進する必要があります。
- 育児への不安や負担感が大きいなど、支援が必要な親子に対して、地区担当保健師が中心となり、関係機関と連携を図りながら、引き続き支援することが必要です。
- 不妊、不育に関する相談への対応や情報提供に努め、引き続き治療費の助成についての周知が必要です。

※ 妊婦に対して、妊娠後期以降の健診にかかる交通費の支給、出産時における宿泊費の助成及びママサポ119事業

基本施策12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙や中央図書館のデジタルサイネージ等を活用し男女共同参画プラザを周知
- 「岡山県男女共同参画推進月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせた啓発活動を実施
- 市内事業者に「DV防止法」の情報提供を行うとともに、市役所の窓口にポスターや広報物を設置してハラスメントの防止等を啓発
- 職員掲示板や直属上司との面談、研修等を通して、市職員の法令順守やハラスメント防止に対する意識啓発活動を実施
- 小・中学校の実態に応じて、成人向け書籍コーナーや風俗等施設入場禁止を指導
- 保護者がスマートフォンやインターネットによる被害について学ぶ機会を提供するとともに、フィルタリング（有害サイト利用制限）の利用を奨励
- 街頭啓発活動や青少年育成センターの事業を通して、青少年の健全育成を推進
- DV等の被害者情報の保護や管理、支援対象者の情報の管理を徹底

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 児童・生徒の保護者に対しフィルタリングの利用を継続的に奨励するとともに、児童・生徒、保護者を対象としたネット犯罪に関する研修会を開催し、SNS等のネットトラブルについて主体的に考える機会を設ける必要があります。
- 未成年者の成人向け書籍コーナーや風俗施設等への入場禁止の指導等、引き続き健全育成の取組を推進するとともに、相談窓口の周知と相談体制の充実を図る必要があります。

基本施策13 きめ細かな被害者支援体制の充実

【これまでの主な取組内容】

- DV被害等に関する緊急性の高い相談は、警察署や女性相談所に取り次ぎ、その他の相談も必要に応じて関係機関と情報を共有し対応
- 要保護児童対策地域協議会やケース会議を開催し、特定妊婦や要保護児童の早期発見、迅速な対応と連携体制による支援を実施
- 「児童虐待防止推進月間」に啓発活動を実施
- 新見市権利擁護委員会で権利擁護の推進や成年後見人制度の利用の促進を図り、高齢者や障がいのある人に対する虐待事例の協議や支援方針を検討し、権利擁護協議会で地域連携ネットワークづくりのための連携を強化
- 子ども家庭総合支援拠点相談員と男女共同参画プラザ相談員が連携し、継続的に支援するとともに、子ども家庭総合支援拠点の定例会議等に男女共同参画プラザ相談員が参加

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- こども家庭センターの役割である「母子保健」と「児童福祉」の一体的支援実施のため、多様な関係機関とのネットワークづくりに努め、児童虐待への「予防的支援」を目標とした取組の推進が必要です。
- 要保護児童対策地域協議会と協力し、引き続き児童虐待防止の啓発活動を推進するとともに、児童相談所や警察署、保健所、関係機関等と連携し、対応する必要があります。
- 高齢者や障がいのある人への虐待を未然に防ぐために、啓発活動や研修会等を開催し、権利擁護の推進を図る必要があります。
- 権利擁護協議会や研修会を通して、地域連携ネットワークの構築を推進する必要があります。

基本施策 14 地域共生社会の実現に向けた取組

【これまでの主な取組内容】

- 小地域ケア会議を開催するとともに、未開催の地区での開催に向け、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と協議
- 老人クラブ連合会や単位老人クラブ、シルバー人材センターを支援
- 障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障害者自立支援協議会と連携し、障がい福祉関係機関のネットワークの構築や相談支援体制を充実
- 障害者週間にユニバーサル社会の推進に関する啓発広報物を配布
- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の相談に対応し、各機関との連携を図りながら支援を実施
- 関係機関への広報物の設置や面接時の制度の説明、利用の勧奨などで、養育費履行確保支援事業を周知
- 全ての小・中学校で、地域全体で子どもを育てる気運を醸成するための活動を推進
- 地域人材による学習支援や放課後子ども教室、土曜日子ども教室を実施
- 放課後児童クラブの運営を支援
- 市総務課にテレビ通訳ができるタブレットを設置し、在住外国人の相談に対応
- 定期的な遊具等の点検や必要な修繕等の実施
- 誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりの推進
- 市議会に「親子傍聴室」を整備
- 外国人の窓口対応として、多言語対応タブレット端末を使用することで円滑に意思疎通を図り、安心して手続きができるよう支援を実施

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 小地域ケア会議未開催地区については、引き続き地区の福祉活動を推進している民生委員・児童委員等との協議を継続し、地域における支え合いの仕組みづくりに向けた体制を整備する必要があります。
- 豊富な知識と経験を持つ高齢者が地域で活躍できる場をつくる必要があります。
- 障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障害者自立支援協議会と連携し、自立支援サービスや相談支援体制を充実させ、障がい福祉関係機関のネットワークの構築を推進する必要があります。
- 障がいに対する理解を深めるための啓発活動をはじめ、地域での生活支援や権利擁護・差別解消の推進、雇用や就労の促進など、あらゆる分野において、障がいのある人の生活を引き続き支援する必要があります。
- ユニバーサルデザインの視点に立った施設等の整備や移動支援の充実、防災、防犯対策の充実を図る必要があります。
- 引き続き、養育費履行確保支援事業等を実施し、ひとり親家庭の養育費の取り決め・受け取りを支援するとともに、制度についての周知に努める必要があります。
- 放課後児童クラブの支援員不足や保護者の事務負担等について支援する必要があります。
- 生活困窮家庭等における児童・生徒への支援について、検討する必要があります。
- 長寿命化計画に基づき、遊具や施設の修繕・更新等が必要です。

基本施策 15 防災・減災分野における男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙やホームページ等による広報や自主防災組織に対する広報で、防災士の資格取得を促進
- 女性の消防団への入団を促進するため、新見公立大学において入団促進説明会を開催するとともに、研修会や情報交換会への参加を通して、女性消防団員と他の消防団員との交流を促進

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 女性の防災士資格の取得や自主防災組織における防災活動に、女性の参画を引き続き促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災活動を促進することが必要です。
- 女性消防団員の充実を図るため、新見公立大学での学生機能別団員※の入団促進説明会を開催し、市報やイベントなどの広報を通じて、女性の消防団への入団を引き続き促進する必要があります。

※ 通常の消防団員のように火災現場へ出動するのではなく、避難所における救護活動や消防団の広報活動など、特定の活動に限定して参加する団員のこと。

【3】第4次計画における数値目標の達成状況

	評価項目	策定時 令和2年度	目標値 令和7年度	実績値 令和7年度
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	15.4%	20%	18.9%
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	52.2%	55%	44.8%
【基本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）				
3	審議会等委員の女性比率	28.0% (4月1日現在)	30%	32.4% (4月1日現在)
4	市職員の女性管理職比率*	29.3% (4月1日現在)	30%	31.0% (4月1日現在)
5	家族経営協定を締結している農家の数	45戸 (4月1日現在)	60戸	52戸 (4月1日現在)
【基本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推進				
6	家庭生活において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	30.3%	35%	27.5%
7	地域社会において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	27.6%	30%	31.0%
【基本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援				
8	乳がん検診の受診率	28.1% (令和元年度)	33%	32.2% (4月1日現在)
9	子宮頸がん検診の受診率	20.5% (令和元年度)	25%	18.9% (4月1日現在)
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）				
10	DV被害者で誰（どこ）にも相談しなかった市民の割合	49.5%	40%	44.3%
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり				
11	女性防災士の人数	3人 (4月1日現在)	15人	14人 (令和6年度)
12	女性消防団員の人数	74人 (4月1日現在)	104人	64人 (令和6年度)

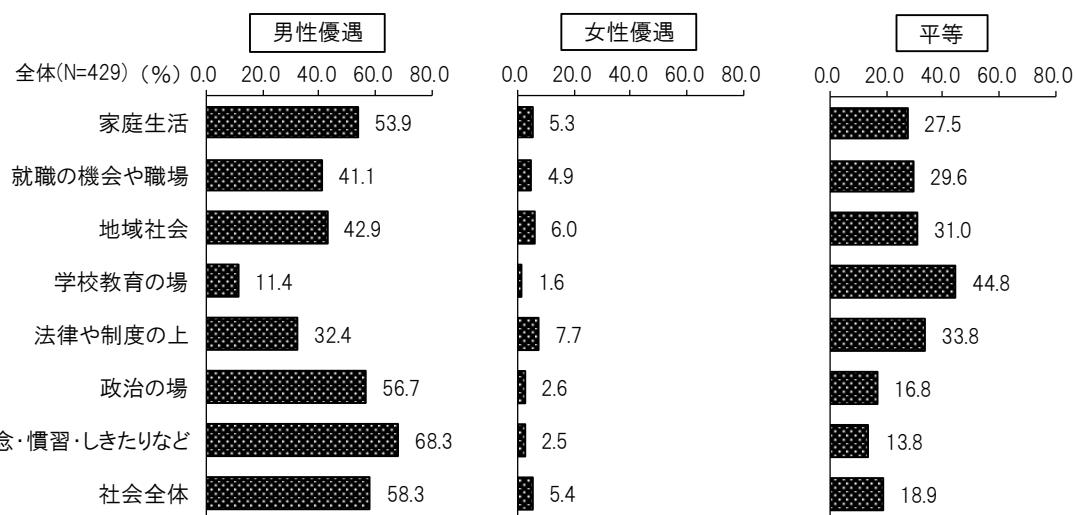
* 消防職を除く

【4】アンケート調査結果から読み取れる本市の現状

1 男女の平等意識と役割について

- 男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇^{※1}」が「女性優遇^{※2}」の割合を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」で目立っています。「平等」意識が高い分野としては「学校教育の場」があげられます。

【 男女の平等意識 】

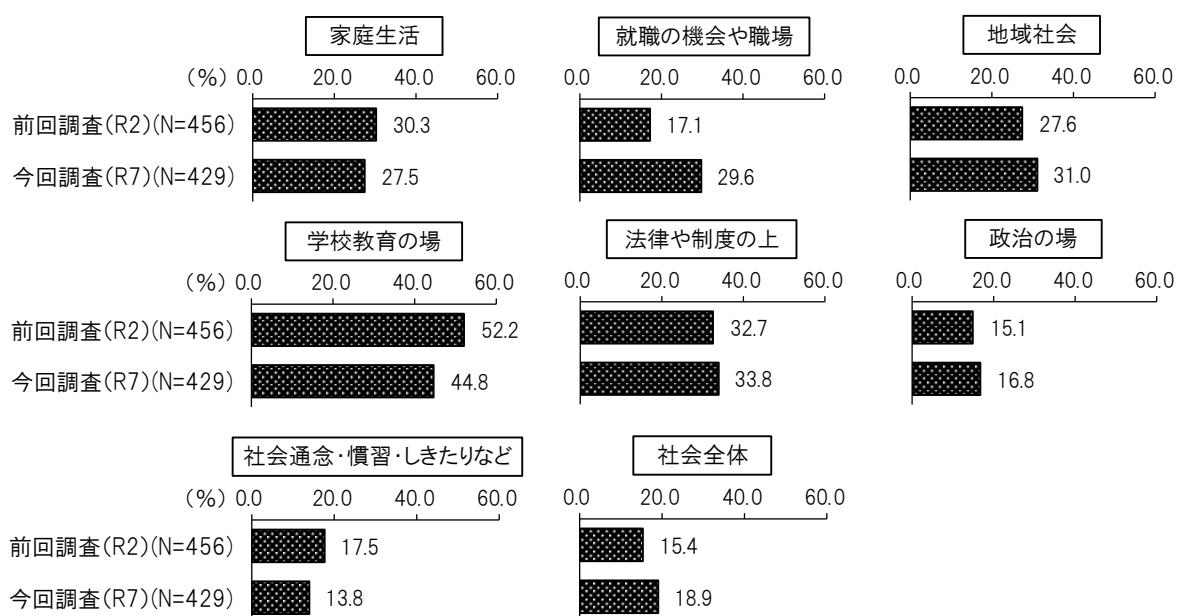


※1 「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計

※2 「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計（以下同様）

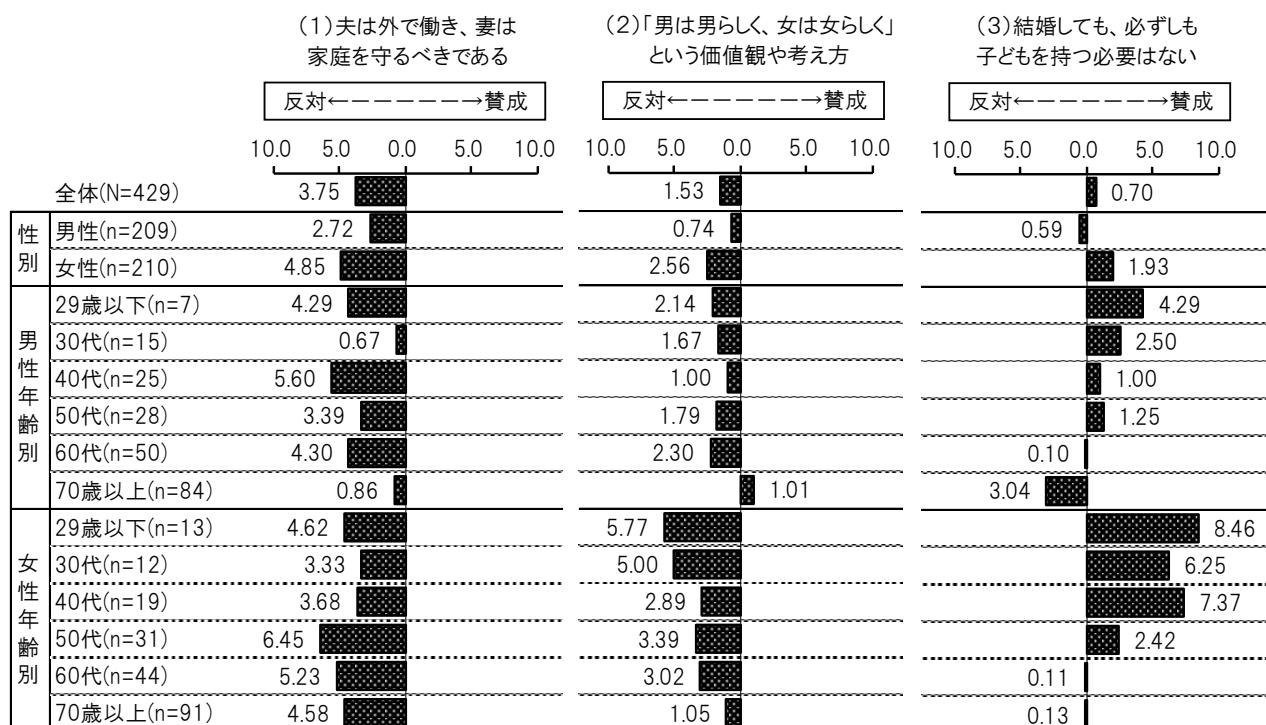
- 前回調査結果と比べ「就職の機会や職場」で「平等」の割合が大きく増加しています。

【 平等の割合 】



- 家庭生活と男女の役割をみると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、男性に比べ女性で反対意識が高くなっています。また「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、女性の若い年齢層ほど反対意識が高くなっています。「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」については、男性に比べ女性、若い年齢層ほど賛成意識が高く、性別や年齢による意識の差が顕著にうかがえます。

【 家庭生活と男女の役割について 】

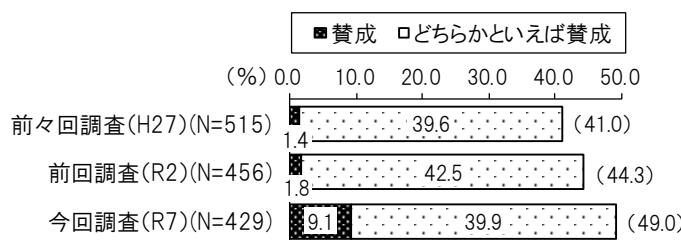


注：図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値のこと。

2 女性の働きやすさについて

- 女性の働きやすさについては、約半数(49.0%)が「働きやすい状況にある」と回答しており、時系列でみると、その割合は増加傾向にあります。

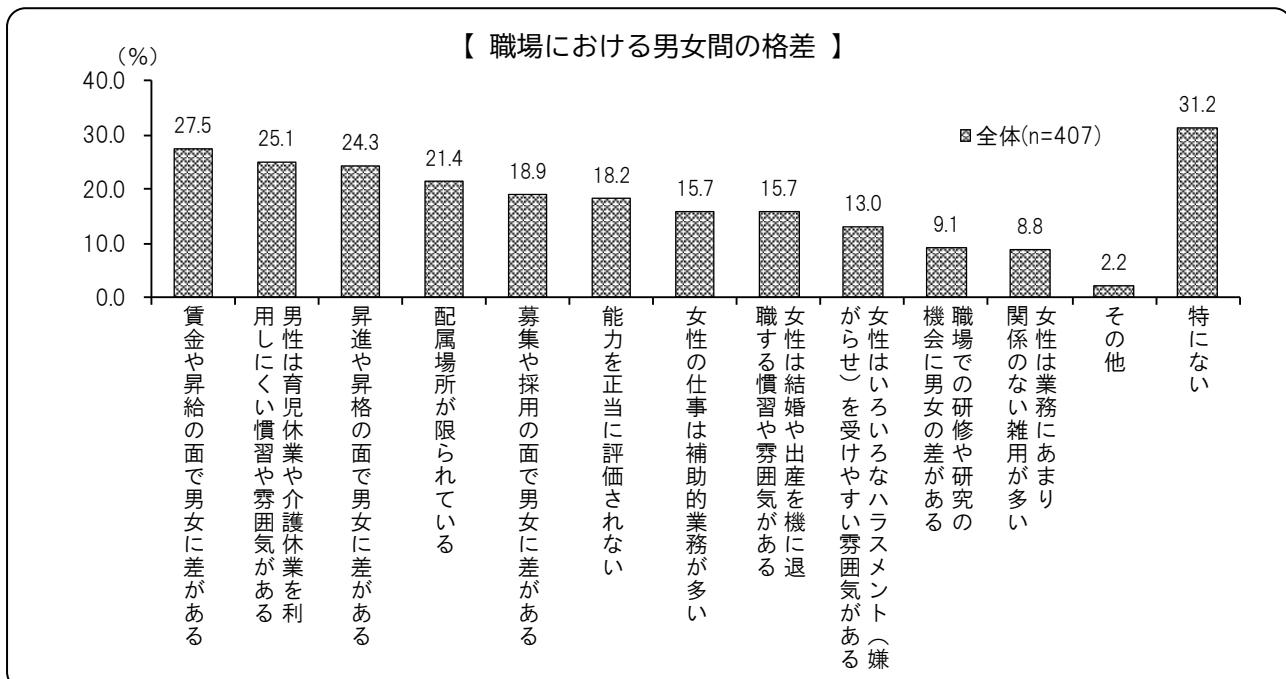
【 「現在の社会は女性が働きやすい状況にある」という考え方について 】



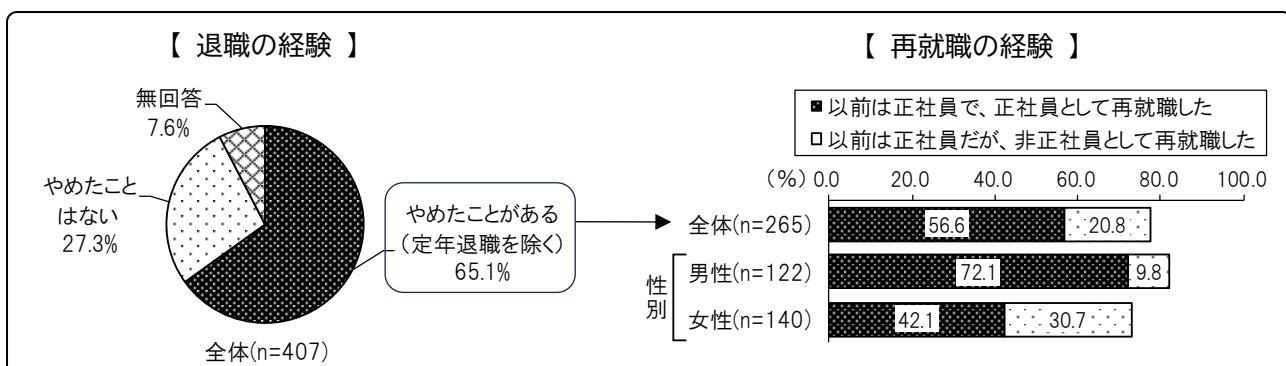
注：（）内数値は合計値（以下同様）

3 職場における男女間の格差について

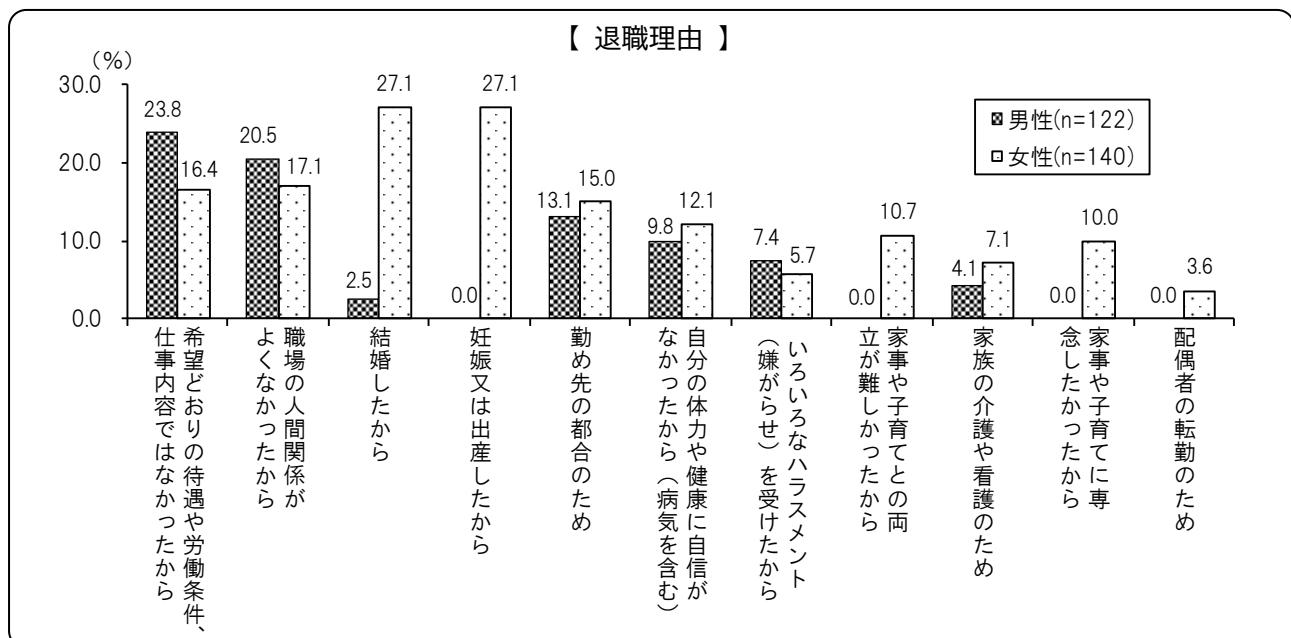
- 「賃金や昇給に男女差がある」を筆頭に、以下「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい雰囲気がある」「昇進や昇格に男女差がある」「配属場所が限られている」の順に多く回答されています。



- 退職の経験については「やめたことがある（定年退職を除く）」が 65.1%、「やめたことはない」が 27.3% となっています。
- 再就職の経験については「以前は正社員で、正社員として再就職した」の割合が 56.6%、「以前は正社員だが、非正社員として再就職した」が 20.8% となっています。性別では、女性は男性に比べ「以前は正社員だが、非正社員として再就職した」の割合が高くなっています。

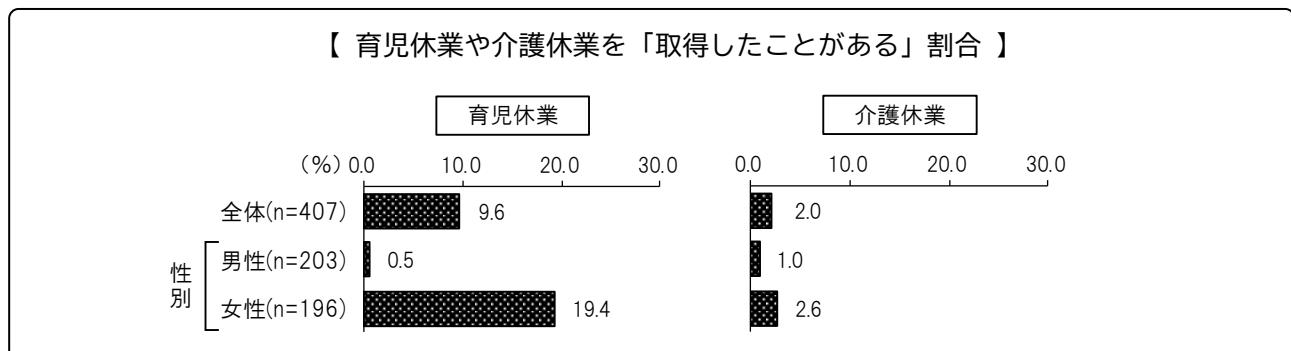


- 退職理由については、特に女性の場合「結婚したから」「妊娠又は出産したから」「家事や子育てとの両立が難しかったから」「家事や子育てに専念したかったから」の割合が、男性を大きく上回っています。



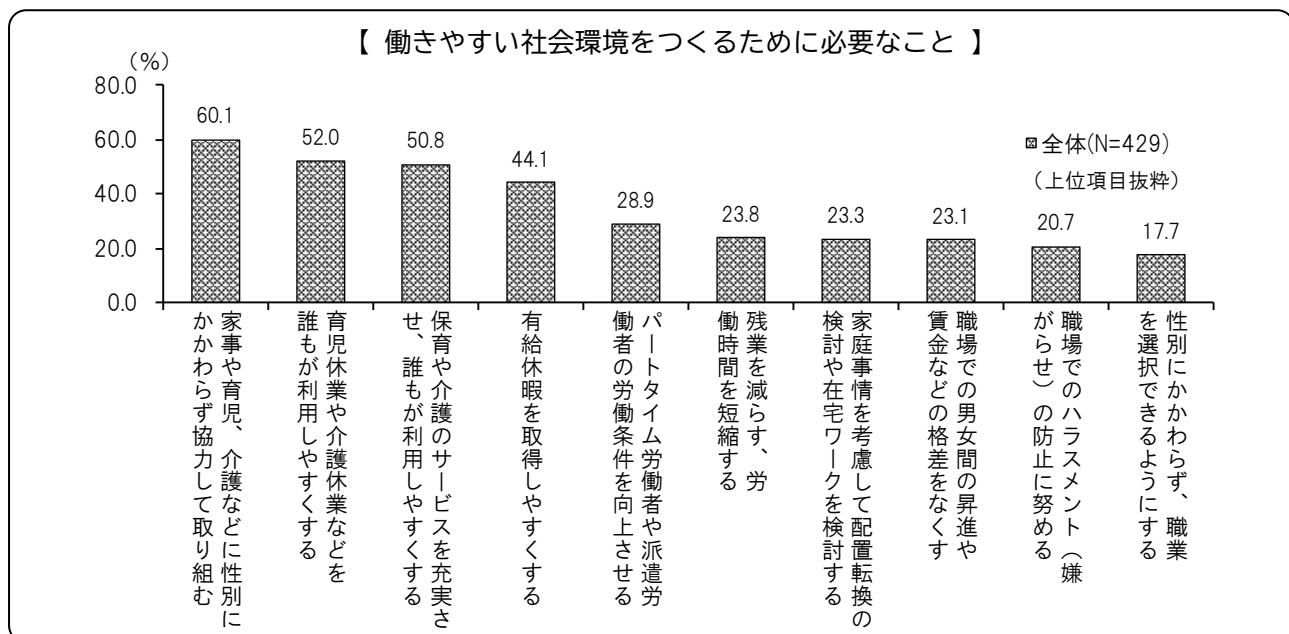
4 育児休業等の取得状況

- 育児休業は、女性の約2割（19.4%）が取得していますが、男性は僅かです。一方で、介護休業については性別にかかわらず取得率は低い状況です。



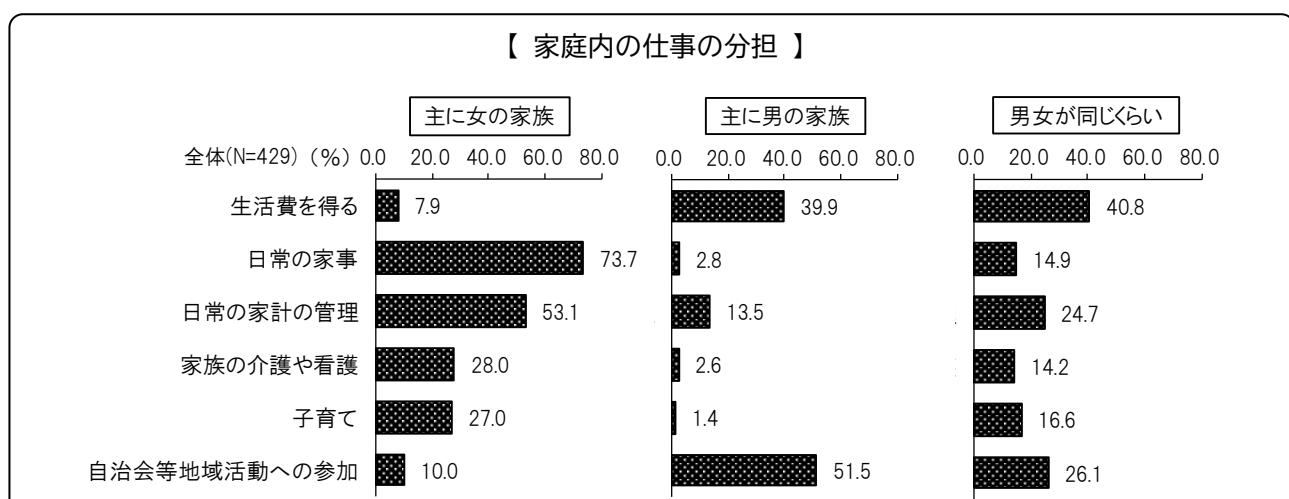
5 働きやすい社会環境について

- 性別にかかわらず働きやすい社会環境のために必要なこととして「家事や育児、介護などに性別にかかわらず協力して取り組む」が6割(60.1%)と最も高く、以下「育児休業や介護休業を誰もが利用しやすくする」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」が続きます。



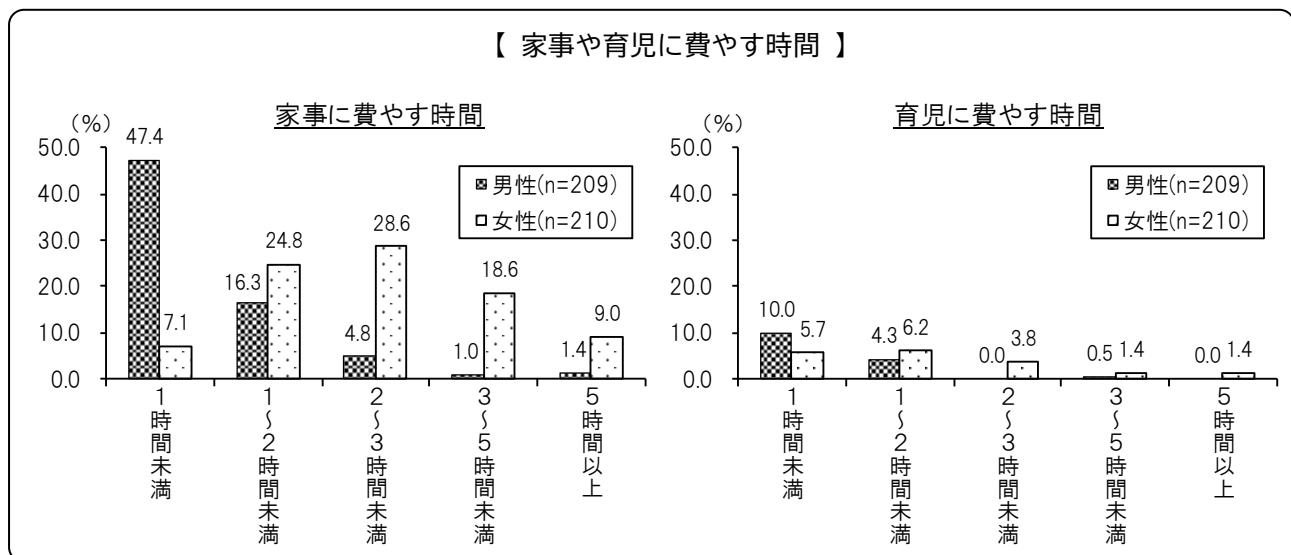
6 家庭内の仕事の分担

- 家庭内の仕事の分担については「主に女の家族（妻又は母親、祖母など）」の割合が高い項目として「日常の家事（食事のしたくや掃除、洗濯など）」や「日常の家計の管理」があげられます。一方「主に男の家族（夫又は父親、祖父など）」では「生活費を得る」や「自治会等地域活動への参加」の割合が高く、性別による差が顕著にうかがえます。



7 家事や育児に費やす時間

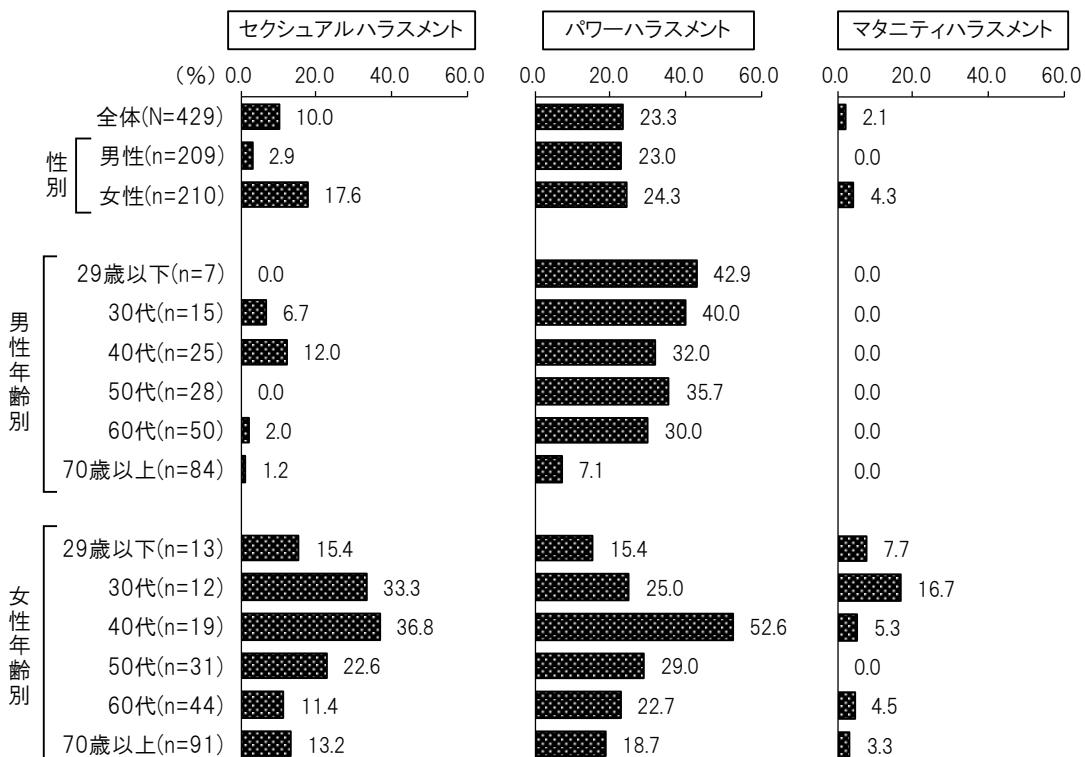
- 1日に家事に費やす時間については、男性は「2時間未満」（合計）で6割以上（63.7%）を占めているのに対して、女性は「2時間以上」（合計）で過半数（56.2%）を占めており、女性の家事に費やす時間は男性を大きく上回っています。
- 育児に費やす時間については、男性は女性に比べ「1時間未満」の割合がやや高くなっています。



8 ハラスメントやDVについて

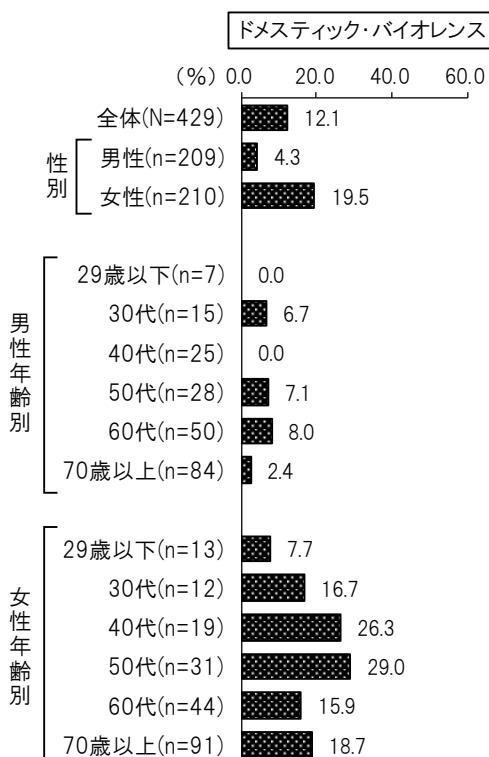
- 女性の2割近く(17.6%)がセクシュアルハラスメントの被害を受けた経験があると回答しており、特に30~40代で多くなっています。パワーハラスメントについては、男女共におよそ4人に1人が被害を受けたことがあります、特に女性の40代で多くなっています。

【「自分が被害を受けたことがある」割合】



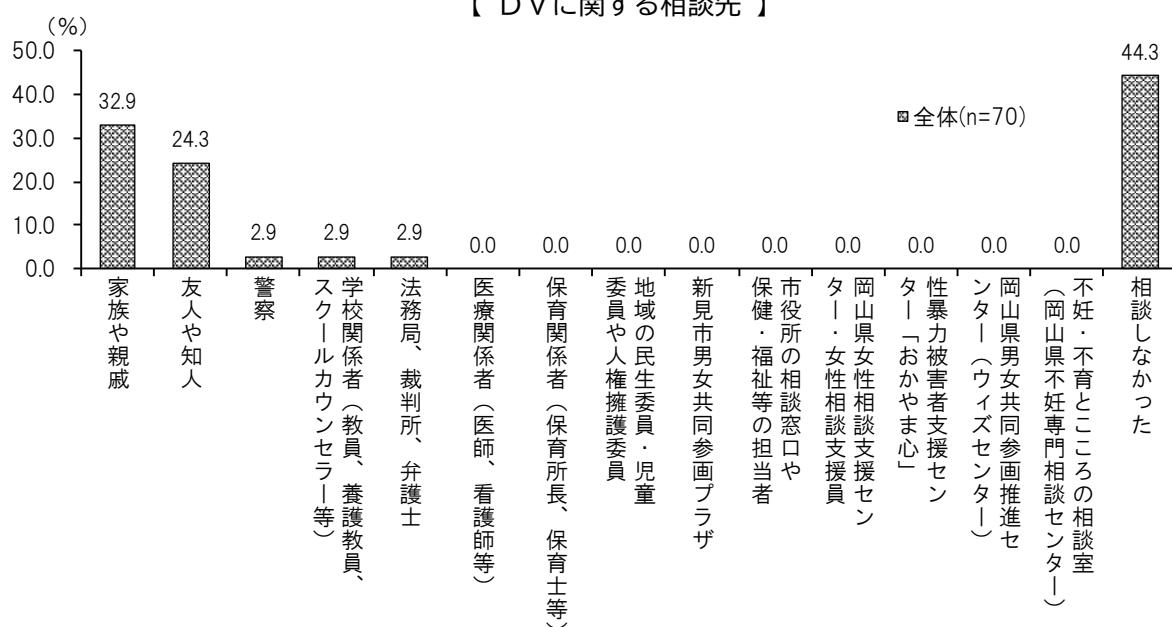
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害については、女性の約2割（19.5%）、特に40～50代で多く回答されています。

【「自分が被害を受けたことがある」割合】

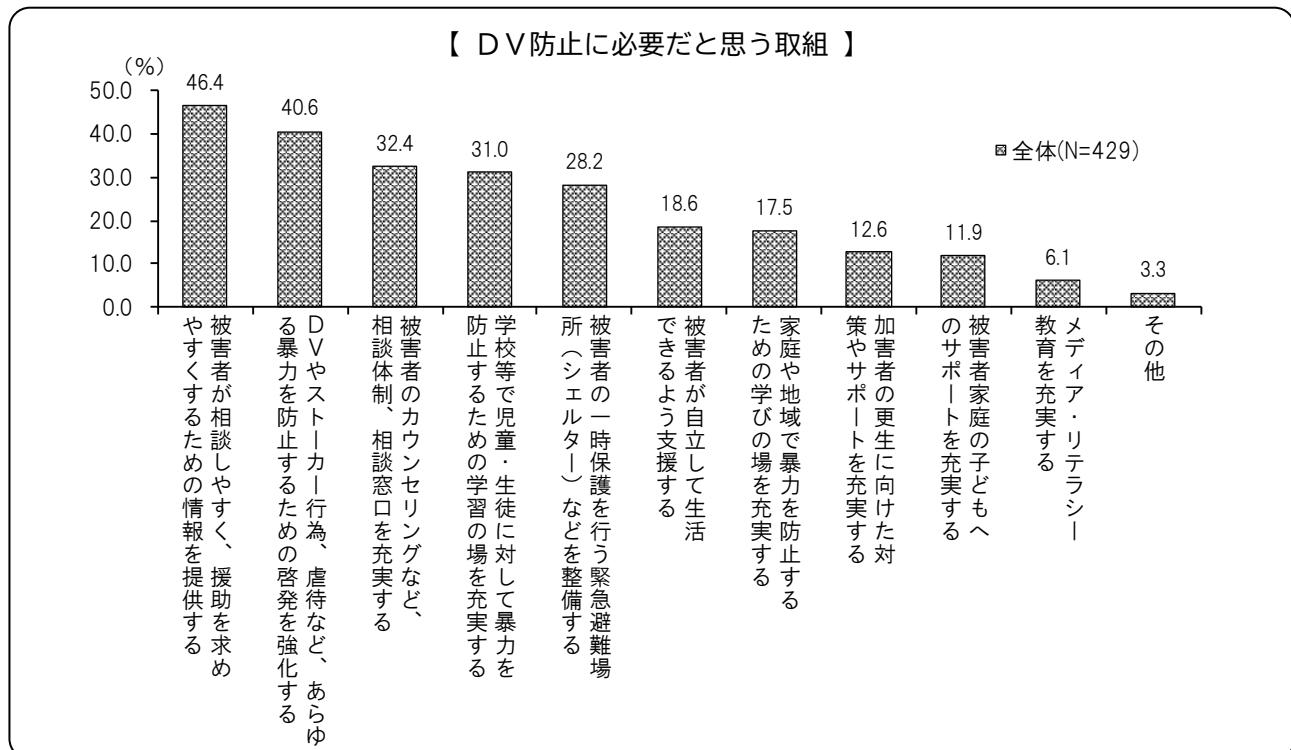


- DV被害経験者の相談先としては「家族や親戚」と「友人や知人」が中心であり、公的機関等への相談は少ない状況です。また「相談しなかった」は4割以上（44.3%）みられます。

【DVに関する相談先】

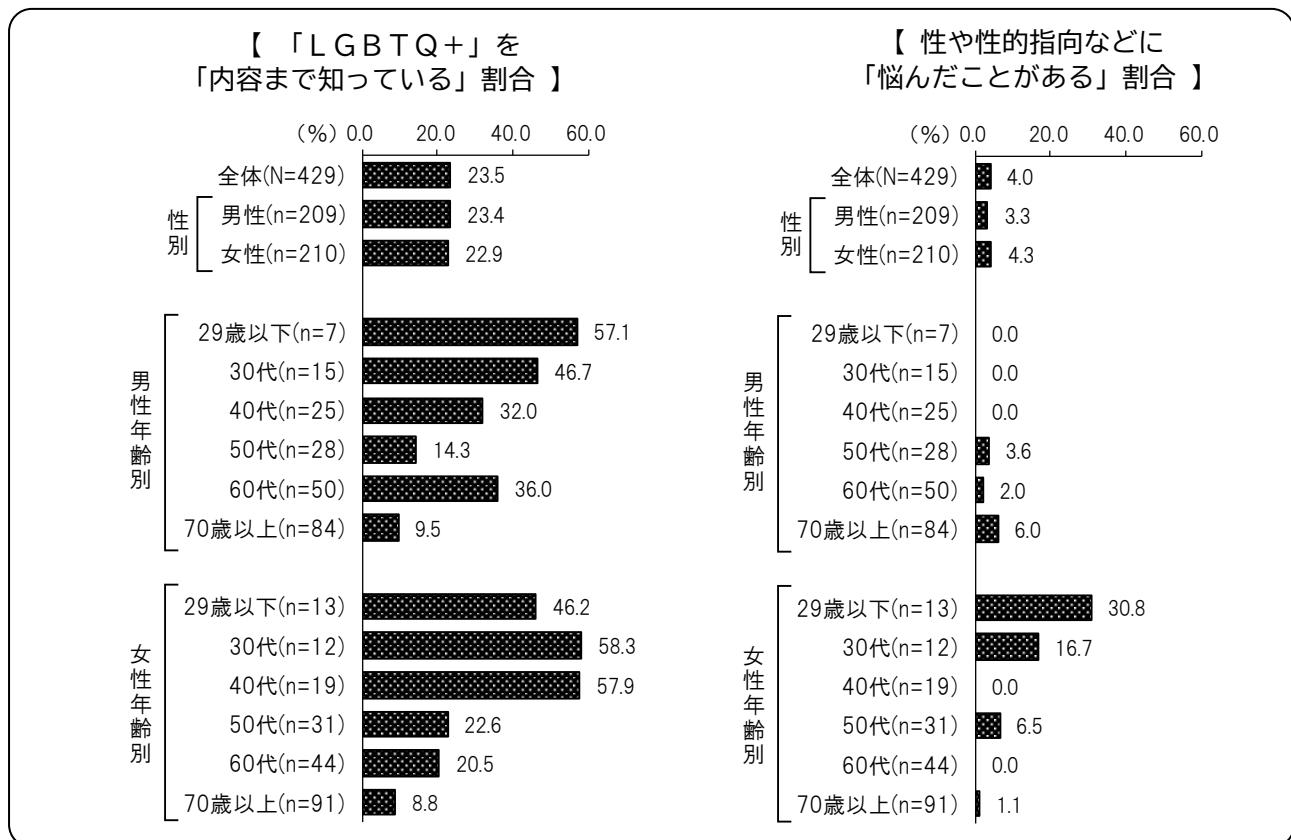


- DV防止に必要な取組としては「被害者が相談しやすくなるための情報の提供」をはじめ「あらゆる暴力を防止するための啓発の強化」「被害者のカウンセリングなど、相談体制、相談窓口の充実」「学校等で暴力を防止するための学習の場の充実」などが求められています。



9 性の多様性について

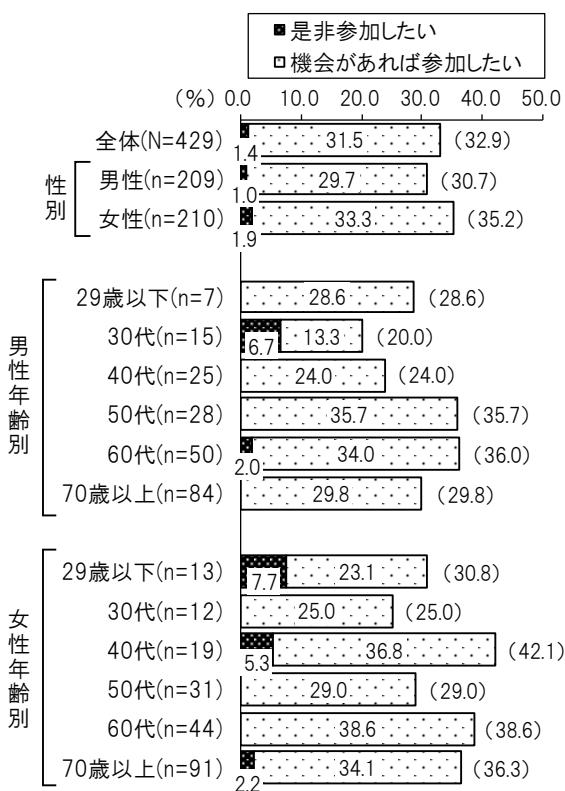
- 「LGBTQ+」の「内容まで知っている」割合はおよそ4人に1人(23.5%)となっています。年齢別では男女共に若い年齢層ほど「内容まで知っている」人が多くなっています。
- 性や性的指向などに悩んだ経験については「悩んだことがある」割合が4.0%となっています。性別では大きな差はありませんが、年齢別では女性の30代以下で「悩んだことがある」割合が高くなっています。



10 セミナー等への参加意向

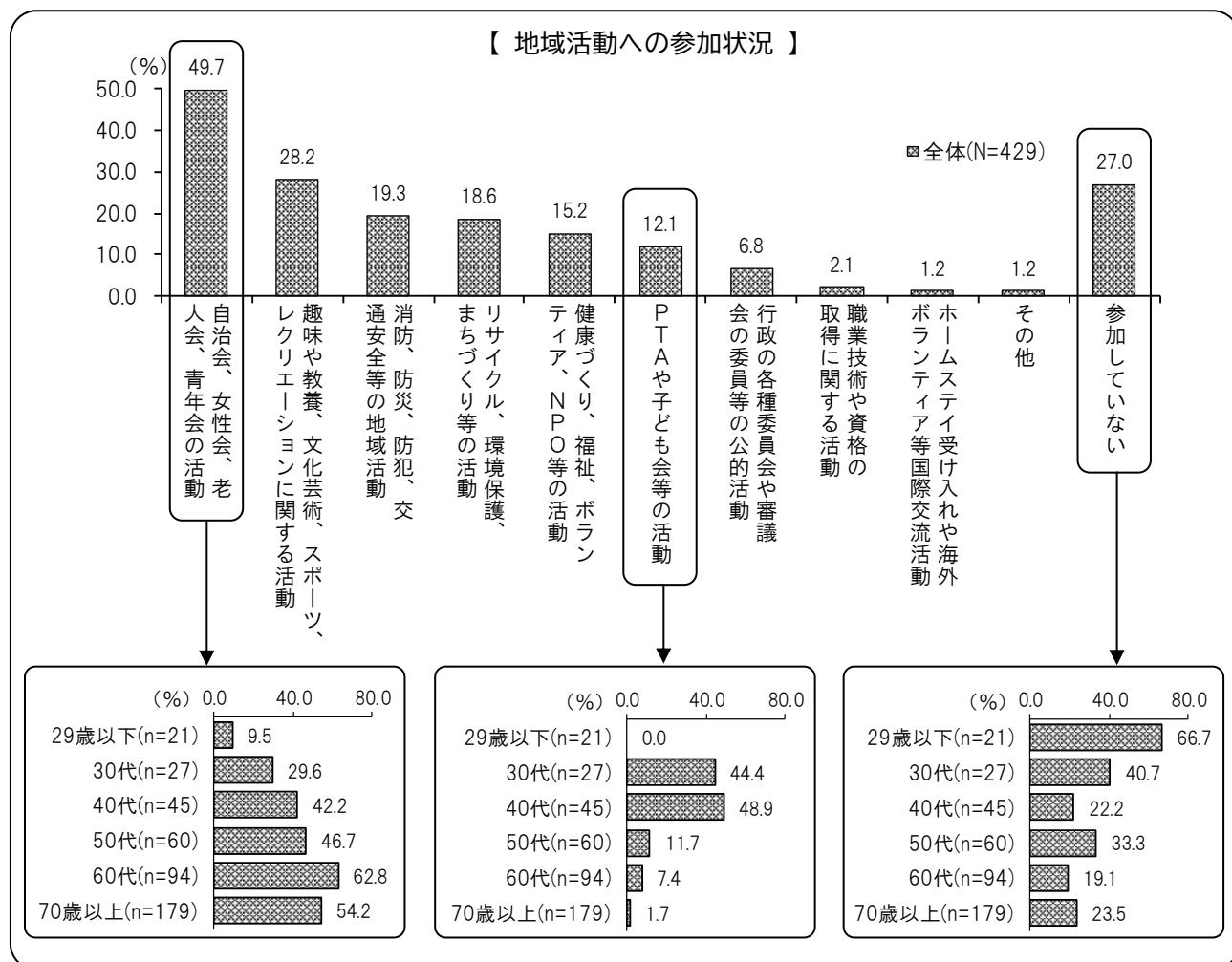
- 人権や男女共同参画に関するセミナー等への参加意向については「是非参加したい」が1.4%、「機会があれば参加したい」が31.5%、合計で約3割(32.9%)が「参加したい」と回答しています。年齢別では、男性の50~60代で「機会があれば参加したい」の割合が他の年齢層に比べて高くなっています。

【 人権や男女共同参画に関するセミナー等への参加意向 】

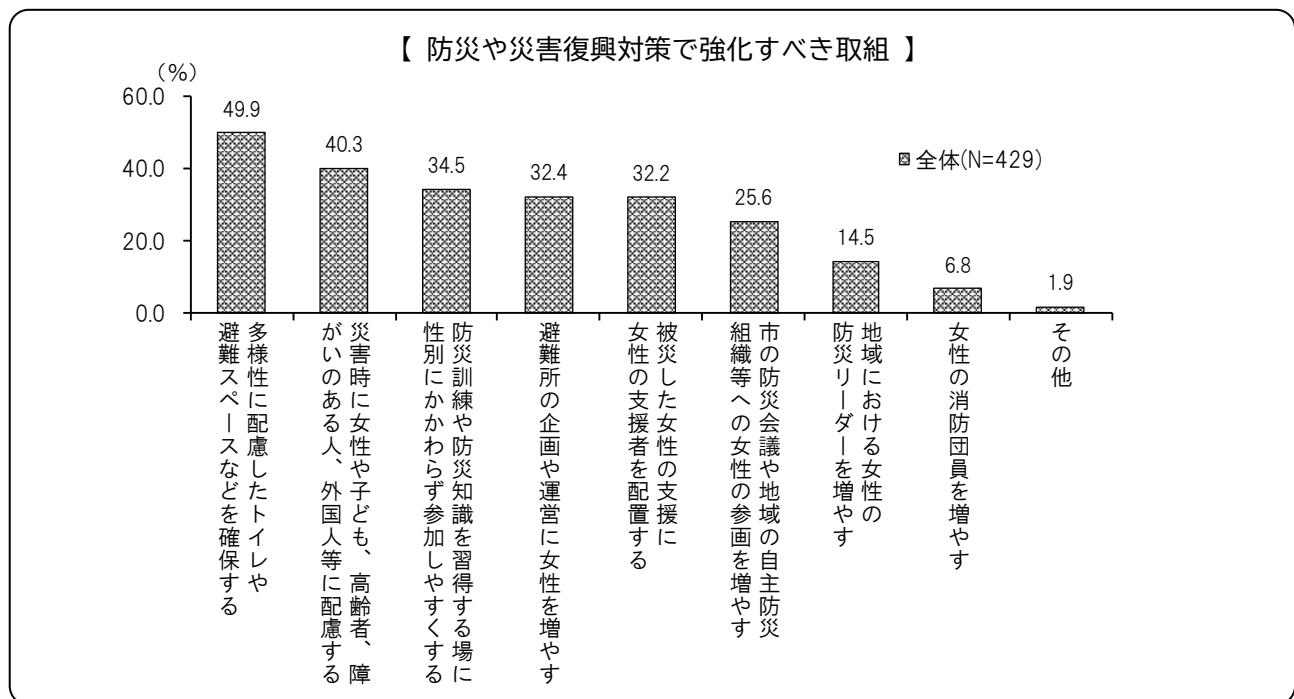


11 地域活動等について

- 地域活動への参加については「自治会、女性会、老人会、青年会の活動」は年齢が上がるほど参加する人も多い傾向にあり「PTAや子ども会等の活動」は、子育て世代である30~40代に多くみられます。一方で「参加していない」人は29歳以下で7割近く(66.7%)を占めています。

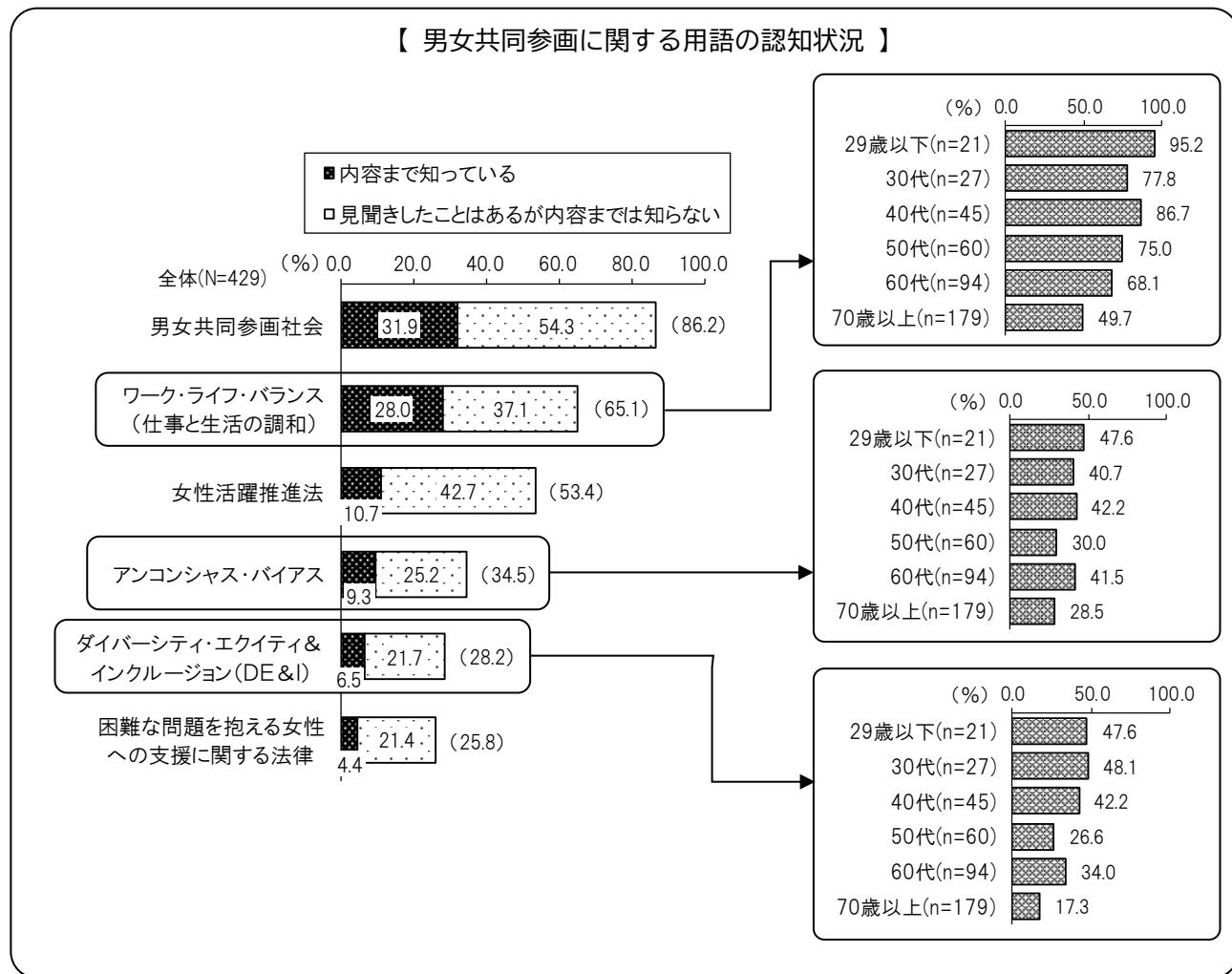


- 防災や災害復興対策で強化すべき取組については「多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮」「防災訓練や防災知識を習得する場への参加のしやすさ」などが上位に回答されています。



12 用語の認知について

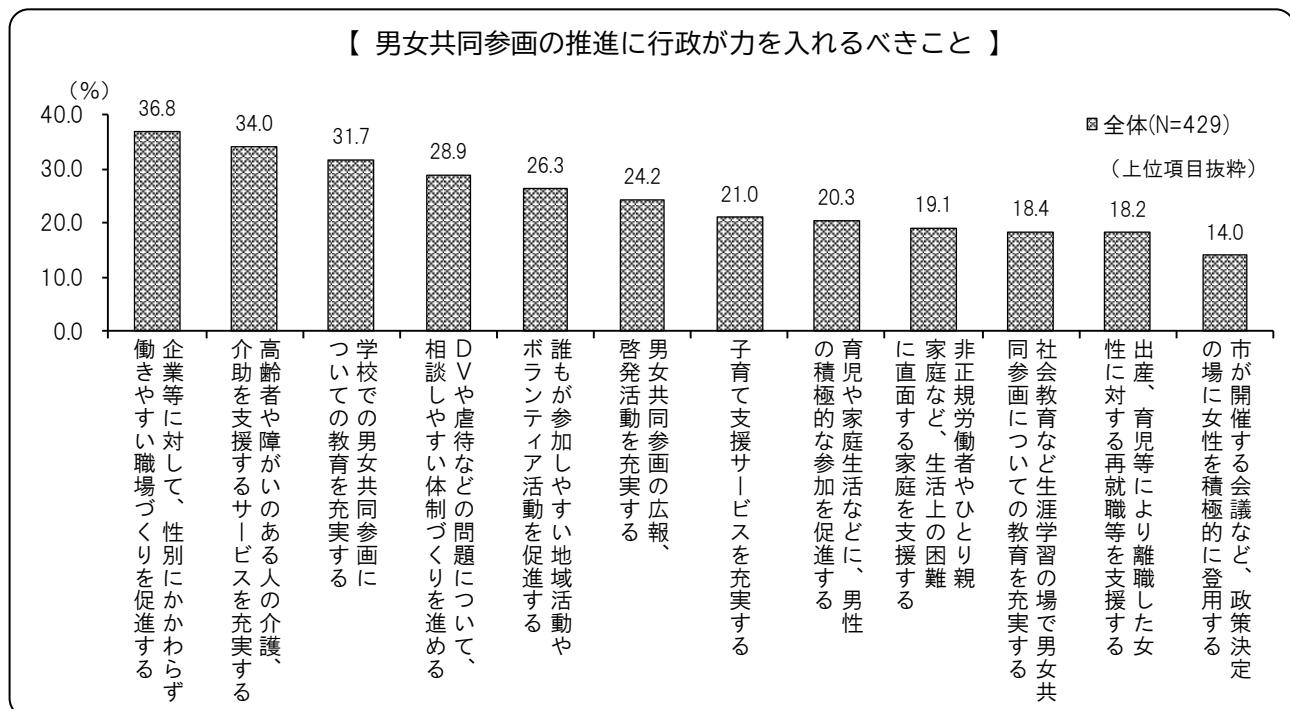
- 男女共同参画に関する用語の認知割合が高い順に「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「女性活躍推進法」の順となっています。「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「アンコンシャス・バイアス」「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（D E & I）※」については、40代以下で比較的、認知率が高くなっています。



※ 「ダイバーシティ (Diversity) : 多様性」は、多様性を認め合い、互いに受け入れ合うことを意味する。「エクイティ (Equity) : 公平性」は、単なる平等ではなく、一人一人が置かれた状況や背景に応じて必要な支援や機会を調整し、公平に参加できる環境を整えることを指す。「インクルージョン (Inclusion) : 包摂性」は、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが平等に機会を与えられ、一体感を持って生活、活動できる状態を指す。これらを一体的に推進することで、多様な人々がそれぞれのニーズに合った支援を受けながら生活し、働き、成果を発揮し続けられる環境をつくり出すこと。

13 行政が力を入れるべきこと

- 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりの促進」を筆頭に「高齢者や障がいのある人の介護、介助を支援するサービスの充実」「学校での男女共同参画についての教育の充実」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくり」などが上位に回答されています。



【5】現状分析から読み取れる本市の課題

1 固定的な性別役割分担意識の解消と多様性の尊重に向けた意識づくり

- アンケート調査結果では「政治の場」をはじめ「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」における男性優遇意識は、依然として根強いことがうかがえます。また「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「男は男らしく、女は女らしく」に代表される固定的な性別役割分担意識については、性別や年齢による意識差が顕著にみられます。固定的な性別役割分担意識や無意識の偏ったものの見方や思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、よりきめ細かな啓発活動の推進が必要です。
- 「L G B T Q +」について、内容まで知っている人はおよそ4人に1人の割合ですが、特に若い年齢層ほどその割合は高く、年齢が上がるほど低い状況です。性的マイノリティに関する内容については、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市民により正しい理解を促進する必要があります。また、本市で令和7年12月1日より実施している「新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」については、幅広い年齢層に対して、制度の社会的背景等も含めて周知を図る必要があります。
- 一方「学校教育の場」における平等意識は、ほかの項目を上回っており、引き続き、教育・保育の場における子どもの頃からの男女平等意識の醸成に向けた取組が必要です。
- 学びの場は、児童・生徒だけでなく、幅広い世代に対する生涯学習の場をはじめ、多様な場や機会を活用した、人権や男女共同参画についての講座やセミナーの開催などの充実が必要です。

2 政策方針決定過程における女性参画の推進と女性活躍の環境づくり

- 議会や審議会等、政策方針決定の場における女性の参画の促進をはじめ、女性リーダーの育成に向けた研修の充実や女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。また、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を高めるため、企業等におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を引き続き推進する必要があります。
- 男性が育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気を払拭するための、企業等に対する啓発活動の充実とともに、女性が結婚や出産を理由として退職せずに働き続けることができるよう、個別のニーズに応じた再雇用への支援や柔軟な働き方の整備などを促進する必要があります。
- アンケート調査結果では、家事や育児等は主に女性が担っており、その負担感がうかがえます。家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発するとともに、男性の家事、育児等への参画を促進するための取組など、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指す施策の充実が必要です。

3 幅広い世代が参加しやすい地域活動と男女共同参画の視点に立った防災対策

- 若い世代が地域活動に余り参加していない現状を踏まえ、地域活動に関する情報を世代に応じた多様な伝達手段を活用して、分かりやすく発信する必要があります。そのため、それぞれの世代に応じた興味ある活動の提案など「参加へのきっかけづくり」を検討し、性別にかかわらず誰もが参加しやすい地域活動を促進していくことが必要です。また、地域における多文化共生社会の構築に向けた取組の充実が必要です。
- 女性の防災士資格の取得や自主防災組織の活動への女性の参画の促進など、災害発生時の対応をはじめ、地域の防災、減災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、性別にかかわらず誰もが防災活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

4 健康づくりへのきめ細かな支援の充実

- 健康診断やがん検診等の受診率の向上に向けた取組の充実をはじめ、健康づくり活動に関する情報を、全ての市民に分かりやすく発信する必要があります。また、妊娠や出産等に関する情報提供の充実を図るとともに、きめ細かな支援と切れ目のない支援の充実により、引き続き安心して妊娠、出産できる支援体制を構築する必要があります。
- 妊婦、産婦健診や乳児健診等の受診勧奨により、親子の健康づくりを引き続き支援するとともに、伴走型相談支援事業等を通して、引き続き妊娠期から相談しやすい体制の整備が必要です。

5 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通した啓発活動の充実が必要です。
- アンケート調査結果では、DV等の被害者において専門機関に相談した人が少ない現状を踏まえ、相談先の周知を充実するとともに、気軽に相談でき、適切に支援につなぐ必要があります。また、被害者の家族や子どもへの支援、一時保護への速やかな対応など、より迅速に対応できるよう関係機関との連携の強化が必要です。

6 安心して暮らすための福祉の充実と困難を抱える女性への支援

- 高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、誰もが地域で安心して生活できるよう、新見市地域福祉計画をはじめ、本市の個別の福祉関連計画に基づき、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、市民一人一人のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要です
- 女性が、経済的に困難な状況にある場合やひとり親家庭である場合、また、様々な事情により困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、全ての女性が、安心して自立して暮らせる社会の実現を目指す必要があります。

第4章 計画の考え方

【1】基本理念

第4次計画では、その基本理念を「男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち」と定め「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」をはじめとする6つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を推進してきました。

本市の政策の最上位計画である「第3次新見市総合計画～行動計画（後期）～」では、市の将来都市像を「人と地域が輝き 未来につながる源流共生のまち・にいみ」と定めています。その行政分野の一つとして「7 交流・コミュニティ」を掲げ、その中に人権や男女共同参画の施策を位置付け「お互いを認め合い多様な生き方が尊重されるまちを実現する」という目標を掲げています。

本市における、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向は、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画プラザを中心とした相談体制の充実、DV防止のための広報や啓発の充実や女性の社会進出支援、職場や地域社会、防災など様々な分野における性別にとらわれない人材の登用などに取り組むこととしています。

第4次計画の点検、評価結果やこの度のアンケート調査結果では、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が確認できました。このような多様な課題に適切に対応し、性別にかかわらず、一人一人の個性が尊重され、お互いを認め合い、誰もが活躍し安心して暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、本計画においては、第4次計画の基本理念を継続し、より一層の取組の充実を図ります。

● 本計画の基本理念 ●

男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち

【2】施策体系

【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

- 基本施策1 人権と多様性を認め合う意識づくり
- 基本施策2 男女共同参画を推進するまちづくり
- 基本施策3 学びの場における意識づくり

【基本目標2】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）

- 基本施策4 方針決定過程における女性参画の促進
- 基本施策5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり
- 基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本目標3】地域社会における男女共同参画の推進

- 基本施策7 地域活動における男女共同参画の促進
- 基本施策8 防災・減災分野における男女共同参画の推進
- 基本施策9 国際交流の推進と多文化共生の意識づくり

【基本目標4】生涯にわたる健康づくりへの支援

- 基本施策10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 基本施策11 母子保健の充実

【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）

- 基本施策12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- 基本施策13 きめ細かな被害者支援体制の充実

【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

- 基本施策14 地域共生社会の実現に向けた取組
- 基本施策15 困難な問題を抱える人への支援
(新見市困難な問題を抱える女性支援計画)

第5章 施策の展開

【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本施策1 人権と多様性を認め合う意識づくり

広報やイベントを通した啓発活動の推進をはじめ、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組、人権教育の実施等により、市民の誰もが人権を尊重する意識を大切にしながら、互いに認め合う社会の実現に向けた取組を推進します。

「L G B T Q +」「性的マイノリティ（性的少数者）」等、多様性を認め合う社会の構築に向けて、多様な広報手段を活用した啓発活動を推進し、市民の正しい理解を促進します。

取組名	取組内容	担当課
人権の尊重と多様性への理解の促進(1)	<ul style="list-style-type: none">○ 人権の尊重や性の多様性について、市の広報やホームページ、イベント等を通して、幅広い世代を対象とした啓発活動を推進し、市民の理解の促進に努めます。○ 無意識の思い込みに気付き、行動を見直すきっかけとなるよう、アンコンシャス・バイアス^{※1}の解消に向けた啓発活動を推進します。	総合政策課
人権教育・啓発の推進(2)	<ul style="list-style-type: none">○ 公民館での人権学習講座やP T Aでの人権教育推進事業、関係団体との連携による人権教育、啓発事業を実施し、市民の人権意識の高揚に努めます。	生涯学習課
性的マイノリティに関する啓発の推進(4)	<ul style="list-style-type: none">○ 講演会等の開催や新見市男女共同参画プラザへの「L G B T Q +」「性的マイノリティ（性的少数者）」に関する図書・リーフレットの設置により、市民への正しい理解を促進します。○ 本市の「新見市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度^{※2}」の周知に努めます。	総務課 総合政策課

※1 無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男の子だから黒いランドセル、女の子だから赤いランドセルがよい」「女性は文系、男性は理系」「年をとると頑固になる」「あの人は外国人だからこうだ」といった偏った思い込みのこと。

※2 一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活で協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを市が公的に認め、受領証などを交付する制度のこと。（法的効力はない。）令和7年12月1日より実施

取組名	取組内容	担当課
市の刊行物等における配慮(3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が作成する全ての刊行物等について、多様性に配慮するとともに、誰もが関心を持てるよう、分かりやすい説明や表現に努めます。 ○ 市の広報やホームページについては、肖像権や著作権等にも十分に配慮するよう、担当課と秘書広報課の双方で確認を行うとともに、全庁的な意識啓発を図ります。 	秘書広報課
児童・生徒への性の理解と支援体制の促進(4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に取り組むとともに、異性の尊重や性同一性障害等について考える機会を設け、個人の性を尊重する意識づくりに努めます。 ○ 性同一性障害に不安を持つ児童・生徒については、本人及び保護者と「合理的な配慮※」について確認するほか、個別の事案に応じてサポートチームを設置し、校内の支援委員会やケース会議等により、本人の心情等に配慮して対応するための体制の維持に努めます。 	学校教育課

※ 性同一性障害に不安を抱える児童・生徒が、他の児童・生徒と同様に学び、学校生活に参加できるよう、本人や保護者の意向を踏まえ、学校が過度な負担とならない範囲で、心情やプライバシーへの配慮、制服、更衣、トイレ等の利用に関する調整をはじめ、授業や行事での配慮、意思疎通の支援など、適切な変更や調整を行うこと。

基本施策2 男女共同参画を推進するまちづくり

男女共同参画社会の実現に向けて、市の広報やホームページ、情報紙等の多様な媒体を活用し、市民への周知と啓発活動を推進するとともに、講座やセミナー等の開催を通して、幅広い世代の参加を促進し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
広報等による啓発活動の推進(5)	<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画に関する市の主催事業や男女共同参画週間(6月23日～29日)等について、市の広報やホームページ等、様々な媒体を活用して市民への周知に努めます。○ 男女共同参画情報紙「りばん」の発行や報道機関への関連情報の提供などを通じて、男女共同参画社会の気運づくりを推進するとともに、幅広い世代を対象とした啓発活動を推進します。○ 新見市男女共同参画プラザにおいて、男女共同参画に関する資料等を収集、整理し、広く市民に分かりやすく情報を提供します。	総合政策課
講座等の開催による啓発の推進(6)(32)	<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画を推進する市民団体「にいみフォーラム」との共催による男女共同参画に関する出前講座やセミナー等の開催を通して、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発を推進するとともに、性別にかかわらず幅広い世代の参加を促進します。○ 一人一人が、その人らしく生きるための知識を身に付けられるよう、ステップアップ講座を開催します。	総合政策課
男女共同参画支援拠点の周知(7)	<ul style="list-style-type: none">○ 市の広報やホームページ、中央図書館デジタルサイネージ等、様々な媒体を活用し、新見市男女共同参画プラザの周知を図ります。	総合政策課
保護者・地域への啓発の推進(10)	<ul style="list-style-type: none">○ 学校便りや授業参観等を通して、保護者や地域住民に人権や男女共同参画に関する情報を発信するとともに、啓発活動を推進します。	学校教育課
市民団体等への支援(8)	<ul style="list-style-type: none">○ 「にいみフォーラム」等、男女共同参画を推進する市民団体に、活動場所の提供や団体間での交流の促進など、活動を支援するとともに、新たな団体の育成に努めます。	総合政策課

取組名	取組内容	担当課
市民意識等の把握 (9)	○ 市民アンケートなどを活用し、定期的に男女共同参画に関する市民意識や実態の把握に努め、施策への反映に努めます。	総合政策課

基本施策3 学びの場における意識づくり

子どもの頃から思いやりや命の大切さを学び、性別にかかわらず、個性を尊重する意識を育むカリキュラム等を活用した教育を推進します。

幅広い世代の市民を対象として、大学公開講座や公民館における講座等の多様な学習機会を提供し、その充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進(11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの頃から、お互いを思いやる心や命の大切さ、性別にかかわらず個性を尊重する意識を養うことができるよう、新見市独自の保育・教育カリキュラムを活用した就学前教育、保育を実践します。 ○ 保育所、幼稚園、認定こども園の職員等指導者を対象とした研修等を実施し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と指導力の向上を図ります。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒に対して、道徳やキャリア教育の時間を持じめ、全ての授業を通して、性別にかかわらず誰もが互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うことができる人間形成をテーマにした学習を実施します。 ○ 小・中学校の教職員等指導者を対象とした研修等を実施し、人権意識及び男女共同参画推進への意欲と指導力の向上を図ります。 	学校教育課
学校における情報モラル教育の実施(12)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「G I G Aワークブックにいみ」を活用し、児童・生徒に対する情報モラル等を指導するとともに、家庭や地域と連携し、メディア・リテラシー※等について考える場を提供します。 	学校教育課
大学における公開講座等の開催促進(13)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新見公立大学で開催される公開講座等において「男女共同参画」の要素を盛り込み、幅広い世代の市民が学べる講座の開催を促進します。 	教育連携推進課
多様な学習機会の充実(10)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館での男性料理教室や男女共同参画社会講座の開催などを通して、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動を推進します。 	生涯学習課
男女共同参画の視点に立った人事評価制度の充実(14)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修等を通して、職員の計画的な人材の育成や意欲の向上を図るとともに、人事評価制度の周知及び適正な運用、改善を図ります。 	総務課

※ テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。

【基本目標2】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）

基本施策4 方針決定過程における女性参画の促進

審議会等をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画及び登用の促進を図ります。また、企業へのポジティブ・アクションの普及や研修への参加を促進するとともに、農業分野における女性の登用を促進します。

庁内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職への登用の拡大と男性の育児休業の取得率の向上等を目指します。

取組名	取組内容	担当課
審議会等委員への女性登用の促進(15)	<ul style="list-style-type: none">○ あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画が進むよう、啓発活動を推進します。○ 本市の審議会等における女性委員の登用について、毎年の進捗管理により、全庁的に効果的な取組と課題を共有し、登用率の向上を図ります。	総合政策課 関係各課
庁内における女性の積極的な登用の促進(16)	<ul style="list-style-type: none">○ 「特定事業主行動計画」に定める目標である女性管理職の登用の拡大、男性の育児休業取得率の向上を目指します。○ 積極的に女性職員の採用を図るとともに、適材適所の人事配置や女性職員の積極的な管理職、監督職への登用を図ります。	総務課
	<ul style="list-style-type: none">○ 中学校において、女性の教諭、講師をはじめ、支援員や補助員の採用に努めます。○ 性別にかかわらず管理職や教務主任等への登用を促進するなど、本人の適性に応じた人事を推進します。	学校教育課
女性職員等の人材育成(17)	<ul style="list-style-type: none">○ 女性職員等の能力開発や専門的スキルの形成のため「岡山県市町村職員研修センター」や保育職の管理職員養成のための全国研修への参加を促進します。○ 自治大学校への女性職員の派遣を検討します。	総務課
女性人材の情報収集と活用(18)	<ul style="list-style-type: none">○ 「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」等関係機関と連携し、女性の人材に関する情報を幅広く収集するとともに、男女共同参画の推進に向けた取組への活用に努めます。	総合政策課

取組名	取組内容	担当課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進(19)	○ 企業等に対して、男女共同参画や働き方改革に関連する法や制度等を周知するとともに、女性や多様な人材の能力を十分に発揮できるよう、職場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図ります。	商工観光課
企業等への講座等の参加促進(20)	○ 企業や地域団体等に「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」等の講座や研修等について周知するとともに、参加を促進します。	総合政策課
農業委員等への女性登用の促進(21)	○ 農業委員会活動の活性化と、農業における男女共同参画を促進するため、多様な機会を活用し、女性の活躍についての気運の醸成を図り、農業委員会等の委員や役員への女性の参画を促進します。 ○ 農業協同組合等の委員や役員等、経営への女性の参画を働きかけます。	農業委員会

基本施策5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保され、働きやすい職場環境づくりを促進します。また、雇用の拡大や企業が求める人材を育成するための情報提供をはじめ、多様な働き方に関する支援や情報提供を推進します。

取組名	取組内容	担当課
雇用の機会均等やハラスメント防止の促進(21)	○ 市の広報紙やホームページ、ポスター等様々な媒体を活用し「男女雇用機会均等法」等、関係法令の周知や各種ハラスメント防止の促進に努めます。	商工観光課
就労環境の整備の促進(新)	○ 企業等に対して、労働関係法令や働きやすい職場づくりに関する情報の提供及び啓発に努めます。	商工観光課
女性の能力開発等に関する広報(23)	○ 「岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」で開催される各種講座等について、府内窓口にパンフレットを設置するなど、周知に努めます。	総合政策課
女性の創業等を支援する取組の充実(24)	○ 市の広報やホームページ等を活用し、岡山県女性創業サポートセンターの事業や市の創業に関する施策の周知に努めます。 ○ 創業相談や女性創業セミナーの開催等を通して、多様な働き方に関する支援や情報提供を推進します。 ○ 女性の理工系分野への進出を支援するため、出前授業等の実施について検討します。	総合政策課 商工観光課
農畜産業等における男女共同参画の促進(25)	○ 農業の「家族経営協定」制度等の普及に努め、家族経営協定締結数の増加を目指します。 ○ 男女共同参画の視点に立った家内労働者や家族従事者の労働環境の整備を促進します。 ○ 岡山県知事が認定している「岡山県農業士」に、女性を積極的に推薦します。	農業畜産振興課

基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の一層の推進に向けて、家事や育児、介護の役割を性別にかかわらず協力して担えるよう意識啓発に努めます。また、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりを推進します。

取組名	取組内容	担当課
多様な働き方の実現（新）	○ 在宅就労やフレックスタイム制など、ワーク・ライフ・バランスの観点から、性別にかかわらず子育てをしながら働くことができる働き方の導入について、商工会議所や商工会などを通して、企業等への啓発に努めます。	商工観光課
女性の再就職などの支援（新）	○ 結婚や妊娠、出産など、ライフステージの転機が働く女性の就労や社会参加の妨げにならないよう、職場復帰や再就職について、商工会議所や商工会を通して、企業等への啓発に努めます。	商工観光課
関係法制度の周知及び情報提供や啓発活動の推進（26）	○ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、市の広報やホームページ、窓口等で、育児・介護休業制度や労働時間の短縮などの情報を、市民や企業等に分かりやすく発信します。 ○ 男女雇用機会均等月間（6月）などに、商工会議所や商工会、医師会等と連携して、企業等に制度の周知を図るとともに、性別にかかわらず誰もが育児休業等を取得しやすい環境づくりを推進します。 ○ 新見商工会議所や阿哲商工会等の関係団体を通して、市内企業等に岡山県が実施している「おかやま子育て応援宣言企業」や国の「くるみん認定企業」等の周知に努めるとともに、啓発活動に努めます。	商工観光課
	○ ハローワークと連携し、市内の子育て広場に求人情報を設置し、子育て家庭に情報を提供します。	子育て支援課
男性の家事等への参加促進(10)(33)	○ 男性料理教室や講座等を開催し、家庭における役割分担や職業生活との関わり方を学ぶ場を提供し、性別にかかわらず誰もが家事や子育て、介護等を主体的に担い、仕事や地域活動と両立できる環境づくりを推進します。	生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
子育て支援の推進 (28)(29)(30)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新見市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実をはじめ、子育てに関する相談支援体制の充実、子育て家庭の交流の場の充実など、総合的な子育て支援施策を計画的に実施します。 ○ 保健師や栄養士の訪問、健診、各種教室等で、子育てに関する正しい情報の提供と育児相談を充実し、妊娠から子育てへの切れ目ない支援体制を整えます。 	健康医療課 子育て支援課 教育連携推進課
仕事と介護の両立 に向けた支援(31)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアや医療・介護連携、認知症対策、介護予防等を推進するとともに、高齢者の保健福祉サービス等の充実を図ります。 ○ 仕事と介護を両立できるよう、地域包括支援センター やケアマネジャーが、相談対応や必要な情報提供を行います。 ○ 「介護保険サービスのご案内」や市のホームページ等を活用し、介護保険サービスの最新情報を分かりやすく市民に発信するとともに「長寿社会いきいきガイド」を関係機関へ配布し、高齢者福祉サービスについて周知を図ります。 	高齢者支援課
庁内労働環境の整備(27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員が育児・介護休業を取得しやすい職場環境を整え、特に男性の取得を促進します。 ○ 小・中学校職員に制度を周知し、代替職員の配置で安心して休業できる環境を整えます。 	総務課 学校教育課

【基本目標3】地域社会における男女共同参画の推進

基本施策7 地域活動における男女共同参画の促進

社会通念や慣習にとらわれず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、男女共同参画を推進する市民団体等と協働し、セミナーや出前講座等を実施するなど、地域における男女共同参画社会の形成を推進します。

取組名	取組内容	担当課
誰もが参加しやすい地域活動への支援(34)	<ul style="list-style-type: none">○ 地域での様々な活動の場において、社会通念や慣習、慣行、性別にかかわらず誰もが地域活動に参加できるよう啓発を推進します。○ 市民がスポーツ活動等における役割分担や社会生活、職業生活との関わり方を学ぶ場の充実に努めます。	生涯学習課
市民団体との協働(35)	<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画を推進する市民団体との協働による、セミナーや出前講座の開催をはじめ、意見交換会の実施に努めます。	総合政策課
地域活動を行う団体への支援(36)(37)	<ul style="list-style-type: none">○ 社会通念や慣習、慣行、性別にかかわらず誰もが参加しやすい地域活動を推進し、地域活動を担う各種団体の活動を支援します。	市民課
	<ul style="list-style-type: none">○ 女性グループを中心とした「新見もったいない市」や「ひな祭り」等について、多様な媒体を活用した市民への周知や参加の促進などを通して、地域活動を支援します。	商工観光課

基本施策8 防災・減災分野における男女共同参画の推進

地域の防災、減災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、女性の防災士資格の取得や自主防災組織の活動への女性の参画を促進します。また、消防団員に女性や若い世代の入団を促進し、多様な視点を生かした地域防災力の向上を図ります。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点による防災活動(62)	<ul style="list-style-type: none">○ 女性の防災士資格の取得や自主防災組織における防災活動への女性の参画など、男女共同参画の視点を踏まえた地域における防災、減災活動を促進します。	総務課
女性消防団員等の充実(63)	<ul style="list-style-type: none">○ 女性の若い世代の力を地域防災に生かすため、新見公立大学において、学生機能別消防団員の入団促進を目的とした説明会等を実施し、入団者を増やすことで女性の参画を推進します。○ 他の市町の女性消防団員が集まる研修会や情報交換会への参加、交流を通じて、女性消防団員の知識や技術の向上を図ります。	消防本部

基本施策9 国際交流の推進と多文化共生の意識づくり

外国語講座の開催や地域で外国人と触れ合う機会を設け、市民の国際意識と多文化共生への理解を深めます。また、学校や地域における多様な取組を通して、児童・生徒の国際理解を深め、多文化共生の意識を育みます。

取組名	取組内容	担当課
多文化共生の理解促進(38)	○ 外国語講座等の開催や地域で外国人と触れ合う機会の提供を通して、市民の国際意識を高めるとともに、異文化や多文化共生についての理解を促進します。	教育連携推進課
国際理解と国際交流の推進(39)	○ 女性の人権に関する国際的な条約や制度等の情報を収集し、市民に提供します。 ○ 「国際交流ふれあいデイ」等の開催をはじめ、姉妹都市、友好都市との国際交流を推進し、女性問題や男女共同参画に関する意見交換等を通して、市民への多文化共生に対する理解を促進します。	教育連携推進課
	○ 小・中学校において、ALTと教員の共同授業や行事への参加を通して地域との交流の機会を増やし、児童・生徒への多文化共生に対する理解を促進します。 ○ 国際交流支援員の活用などにより、ALTが安心して働く環境の整備に努めます。	学校教育課
国際理解教育の推進(40)	○ 小・中学校の授業や行事、就学前施設への訪問等を通して、ALTと児童・生徒が交流することで、児童・生徒の国際意識を高めるとともに、多文化共生に対する理解を促進します。	学校教育課

【基本目標4】生涯にわたる健康づくりへの支援

基本施策10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

誰もが生涯にわたって健康で心豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、健康教室や各種健診、がん検診等を通して、市民への生活習慣病予防や運動習慣の定着、健康に関する正しい知識の普及を推進します。

児童・生徒に対しては、発達段階に応じた健康に関する正しい知識を身に付けることができる、学びの場の充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
生涯にわたる健康づくりの推進(41)	<ul style="list-style-type: none">○ 健康教室や各種健康診査、がん検診をはじめ、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及、運動習慣の定着を図る取組を推進します。○ 高血圧や高血糖を予防するとともに、重症化しないよう、啓発や健診の受診勧奨、保健指導を行います。○ 乳がん、子宮頸がん検診については、乳幼児健診時等を活用して受診を勧奨するとともに、乳がんの自己検診方法の普及に努めます。	健康医療課
健康寿命延伸の支援(42)	<ul style="list-style-type: none">○ ケーブルテレビ放送やサロン等での実践指導を通して、高齢者を対象とした「新見で～れ～ええ体操」の普及に努め、運動習慣の定着を図るとともに、ロコモティブシンドロームやフレイルの予防を促進します。	高齢者支援課
児童・生徒への健康支援(43)	<ul style="list-style-type: none">○ 小・中学校においてHIV／エイズに関する教育に取り組み、発達の段階に応じた性教育を推進します。○ 健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、小・中学校で禁酒、禁煙、薬物乱用等をテーマとした保健学習、喫煙による健康への影響に関する講座等を開催し、正しい知識の普及に努めます。	学校教育課
高校生への妊娠・出産の正しい知識の普及(44)	<ul style="list-style-type: none">○ 高校生を対象に妊よう性講座を開催し、妊娠や出産についての正しい知識の普及に努めます。	健康医療課

基本施策 11 母子保健の充実

妊婦、産婦健診や乳児健診等の受診勧奨により、親子の健康づくりを支援するとともに、地区担当保健師による育児への不安や負担感を抱える親子への伴走型相談支援など、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない母子保健事業を推進します。

取組名	取組内容	担当課
母子保健サービスの充実(45)	<ul style="list-style-type: none">○ 親子健康手帳交付時や家庭訪問などの機会に、妊婦健診査や妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査の必要性や内容の説明、受診勧奨を行い、親子の健康づくりを支援します。○ 地区担当保健師を中心に関係機関と連携し、育児への不安や負担感を抱える親子を支援するとともに、伴走型相談支援事業の実施などにより、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。○ 「妊娠・出産・応援パッケージ事業」の実施など、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進します。	健康医療課
母性保護や健康管理の啓発(46)	<ul style="list-style-type: none">○ 親子健康手帳交付時に、仕事を持つ妊産婦に「母性健康管理指導事項連絡カード」を提供し、妊娠や出産に関する健康管理について啓発します。○ 市の広報やホームページ、ポスターやパンフレット等を活用し、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理について、事業主が「母性健康管理指導事項連絡カード」の記載内容に応じて適切な措置を講じるよう、企業等への啓発に努めます。	健康医療課 商工観光課
不妊・不育に対する支援(47)	<ul style="list-style-type: none">○ 不妊、不育に関する相談や情報提供に努めます。○ 市の広報やホームページ等を活用し、不妊、不育に対する治療費の助成についての周知を図ります。	健康医療課

【基本目標5】暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）

基本施策12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

あらゆる暴力を根絶するため、様々な機会や場を活用して、DVやハラスメント等あらゆる暴力の防止や正しい理解の促進に向けた啓発活動を推進します。

取組名	取組内容	担当課
暴力防止のための広報・啓発(48)	○ 「岡山県男女共同参画推進月間（毎年11月）」や「女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～11月25日）」の期間に合わせて、各種ハラスメントやDV等暴力防止のための啓発活動の充実を図ります。	総合政策課
	○ 新見商工会議所や阿哲商工会を通して、企業等に「DV防止法」の情報を提供するとともに、ポスターや広報物等を活用し、各種ハラスメントやDV等暴力防止のための啓発に努めます。	商工観光課
あらゆる暴力防止に向けた取組(49)	○ 職員掲示板や直属上司との面談、研修等を通して、市職員の法令順守やハラスメント防止に対する啓発活動を推進します。	総務課
青少年の健全育成に向けた取組(50)	○ 小・中学校の実態に応じて、成人向け書籍コーナーや風俗施設等入場禁止の指導を行うとともに、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。 ○ 児童・生徒の保護者にフィルタリング（有害サイト利用制限）の利用を奨励するとともに、ネット犯罪に関する研修会を開催し、SNS等のネットトラブルについて主体的に考える機会を設けます。	学校教育課
	○ 街頭啓発活動や青パトによる防犯パトロール等を実施し、青少年の健全育成を推進します。	青少年育成センター
被害者情報の保護の徹底(51)	○ 関係各課が連携し、各種ハラスメントやDV等暴力被害者情報の保護や管理を徹底するとともに、支援対象者の情報の管理を徹底します。	総合政策課 市民課

基本施策 13 きめ細かな被害者支援体制の充実

関係機関と連携し、DV被害者や子どもに対する相談支援体制の充実を図るとともに、多様な媒体を活用して、相談窓口の認知の拡大を図ります。

取組名	取組内容	担当課
関係機関と連携した相談・支援業務の充実(52)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署や女性相談所等の関係機関との連携や情報共有を図り、DV等暴力をはじめとする相談、支援業務の充実を図ります。 ○ DV等暴力の被害者やその家族等の自立を支援するとともに、個々の状況に合わせた対応に努めます。 	総合政策課
虐待等防止の推進(53)	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターの役割である「母子保健」と「児童福祉」の一体的支援が実施できるよう、多様な関係機関とのネットワークづくりに努め、児童虐待への「予防的支援」を目標とした取組を推進します。 ○ 要保護児童対策地域協議会やケース会議を開催し、特定妊婦や要保護児童の早期発見、迅速な対応と連携体制による支援を実施します。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策地域協議会と協力し、児童虐待防止の啓発活動を推進するとともに、児童相談所や警察署、保健所、関係機関等と連携して対応します。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある人等への虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関と連携した支援に努めます。 ○ 高齢者や障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、啓発活動や研修会等を開催し、権利擁護の推進を図ります。 ○ 権利擁護協議会や研修会を通して、地域連携ネットワークの構築を推進します。 	福祉課 高齢者支援課
相談員の派遣(54)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待やDVなどの課題を抱える子育て家庭に対して、子ども家庭総合支援拠点相談員と男女共同参画プラザ相談員が連携し、継続的に支援します。 ○ 子ども家庭総合支援拠点の定例会議等に男女共同参画プラザ相談員が参加し、連携を深めます。 	総合政策課

【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

基本施策14 地域共生社会の実現に向けた取組

高齢者や障がいのある人、外国人市民等に対する生活支援等の事業に取り組むとともに、包括的な支援体制づくりに向けた地域福祉活動を推進します。

取組名	取組内容	担当課
健康福祉のまちづくりの推進（新）	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者や障がいのある人など誰もが地域で安心して生活できるよう、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域共生社会の構築に取り組みます。○ 「新見市地域福祉計画」に基づき、高齢者や障がいのある人など誰もが地域で安心して生活できるよう、地域における支え合いやつながり、社会参加の場づくりや重層的な支援体制づくりに向けた、地域福祉活動を推進します。	福祉課
高齢者や障がいのある人が暮らしやすいまちづくり（55）	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業計画」に基づき、生活支援や生活環境の向上、社会参加や就業機会の確保、権利擁護の推進など、高齢者福祉の充実及び介護保険事業の着実な推進に取り組みます。	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none">○ 「新見市障がい者計画」に基づき、障がいのある人を対象とした、多様な生活支援や社会参加、地域交流の促進等の事業を推進します。○ 「新見市障がい福祉計画」「新見市障がい児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援、障害児相談支援等の提供体制の確保に向けた各種事業に取り組みます。	福祉課
	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者や障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザインの視点に立った施設等の整備や移動支援の充実、防災、防犯対策の充実を図ります。	福祉課 高齢者支援課

取組名	取組内容	担当課
外国人市民への生活支援(58)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人市民が安心して暮らせるよう、庁舎にテレビ通訳ができるタブレットを設置し、様々な相談に対応します。 ○ 外国人市民に関する制度等について、市の広報やホームページ等を活用して周知を図ります。 ○ 外国人の窓口対応として、多言語対応タブレット端末を使用することで、円滑に意思疎通が図れるよう努めます。 	総務課 市民課
バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及(59)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新見市公園施設長寿命化計画」等に基づき、遊具等や付帯する設備、建築物等の適正な維持、管理に努めます。 ○ 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザイン普及の観点から、施設の改修や新たな施設建設時に、手すりやスロープ、点字ブロック等の設置を促進します。 	都市整備課 総務課

基本施策 15 困難な問題を抱える人への支援（新見市困難な問題を抱える女性支援計画）

基本施策 15 の取組については「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付け、ひとり親家庭や様々な生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、多様な生活支援と相談支援体制の充実に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知 (新)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困難な問題を抱える女性への支援が届くよう、新見市男女共同参画プラザをはじめ、岡山県女性相談支援センター等関係機関の相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、問題や課題の解決に向けて支援に取り組みます。 	総合政策課
相談支援体制の整備 (新)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、関係機関とのネットワークづくりを行います。 ○ 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言等を行うことで、相談者自身の家計管理能力の向上を図るとともに、早期の生活再建を支援します。 ○ ひきこもりなど社会的な孤立状態にある人に、生活の困りごとや就労、心身の問題等について相談に応じ、解決に向けて支援します。 	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、過度な責任や負担を抱えている子ども（ヤングケアラー※）の把握に努めるとともに、必要な支援を検討します。 	子育て支援課 学校教育課

※ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

取組名	取組内容	担当課
生活困窮家庭等における子どもの支援(57)	○ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や副食費の免除、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成等を実施するとともに、各種手当や制度について、SNS等を活用したプッシュ型広報等により周知を図ります。 ○ 保護者が負担する学校給食費への支援を行い、子育て世帯の経済的支援を推進します。	子育て支援課 学校教育課
	○ 地域全体で子どもを育てる気運を醸成するための活動を推進するとともに、地域の人材による学習支援を行い、児童・生徒の学力の向上を支援します。	学校教育課
	○ 保護者の就労機会の確保や育児負担の軽減につながるよう、放課後児童クラブの運営を支援します。	教育連携推進課
ひとり親家庭等への自立支援(56)	○ ひとり親家庭等の自立に向け、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、家庭の状況に応じた就労や子育て等を支援します。 ○ 養育費履行確保支援事業等を実施し、ひとり親家庭の養育費の取り決め等を支援するとともに、制度についての周知に努めます。	子育て支援課

第6章 計画の推進に当たって

【1】計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本計画に係る取組は、周知、啓発のみならず教育、労働、保健、福祉等市政の幅広い分野に関わっています。そのため、関係する庁内部署間の連携の強化を図りながら、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を推進します。

2 市民や関係団体等と行政の協働による推進

本計画を、より実効性のあるものとして推進するためには、市民や関係団体等と行政の協働体制が必要です。地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ちながら、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。また、DVに関する相談業務等は、県の女性相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図ります。

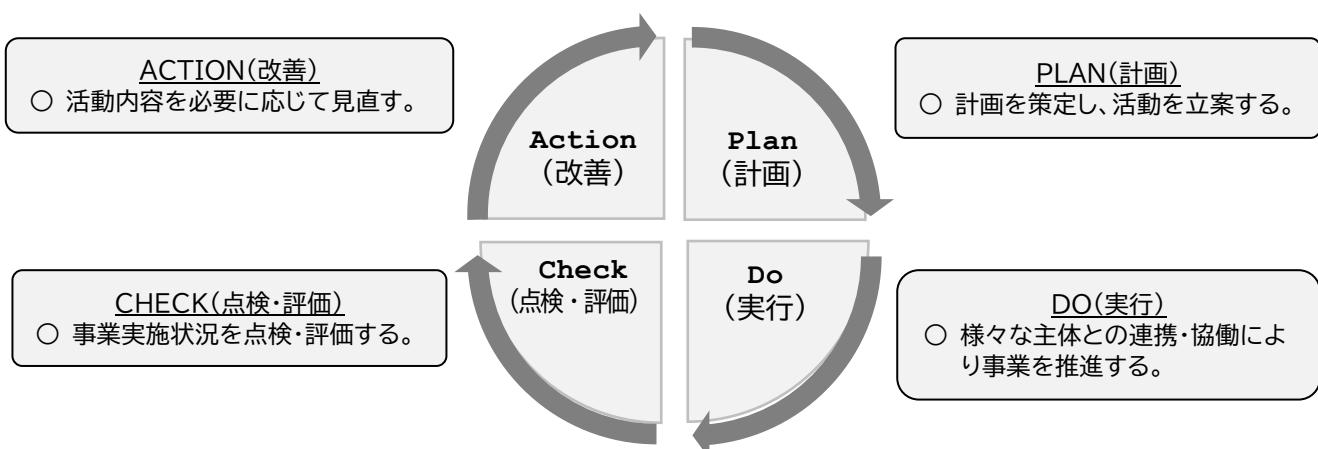
3 計画の推進に向けた情報発信と実施体制

本計画の推進に当たっては、市の広報やホームページ等を活用し、取組状況を市民に分かりやすく発信します。市民の意見を施策に反映するとともに、拠点施設「新見市男女共同参画プラザ」における機能の充実及び相談窓口の強化を図ります。さらに、新見市男女共同参画審議会の意見を踏まえ、男女共同参画施策を着実に推進します。

【2】計画の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。本計画の着実な進行に向けて、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理します。

【参考／PDCAサイクルによる進捗状況の管理イメージ】



【3】数値目標

評価項目	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	把握 方法
【 基本目標1 】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり			
1 社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	18.9%	40.0%	1
2 学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	44.8%	増加	1
【 基本目標2 】 誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）			
3 審議会等委員の女性委員の割合	32.4% (4月1日現在)	40.0%	3
4 市職員の女性管理職の割合※	26.5% (4月1日現在)	30.0%	3
5 就職の機会や職場（仕事の場）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.6%	増加	1
6 家族経営協定を締結している農家の数	52戸 (4月1日現在)	増加	3
7 市男性職員の育児休業取得率	39.1% (令和6年度)	85.0%	3
【 基本目標3 】 地域社会における男女共同参画の推進			
8 地域社会（自治会等の地域活動の場など）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.0%	増加	1
9 女性防災士の人数	14人 (4月1日現在)	増加	3
10 女性消防団員の人数	64人 (令和6年度)	増加	3
【 基本目標4 】 生涯にわたる健康づくりへの支援			
11 乳がん検診の受診率	32.2% (令和6年度)	増加	3
12 子宮頸がん検診の受診率	18.9% (令和6年度)	増加	3

【 把握方法 】

- 1 市民アンケート
- 2 男女共同参画に関する市民意識調査
- 3 庁内資料

※ 消防職を除く

評価項目	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)	把握 方法
【 基本目標5 】 暴力を許さないまちづくり（新見市DV防止基本計画）			
13 DV被害者で誰（どこ）にも相談しなかった市民の割合	44.3%	減少	2
【 基本目標6 】 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり			
14 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容や言葉を知っている市民の割合	25.8%*	増加	1

【 把握方法 】

- 1 市民アンケート
- 2 男女共同参画に関する市民意識調査
- 3 庁内資料

* 「内容まで知っている」と「見聞きしたことはあるが内容までは知らない」の合計値